子ども総合計画素案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの概要について

「目黒区パブリックコメント手続要綱(平成21年2月25日制定)に基づくパブリックコメントとして、令和元年9月11日から令和元年10月17日まで目黒区子ども総合計画素案に対するご意見を募集しました。

お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果としてまとめています。ご意見は原則として全文を掲載していますが、長文にわたるものや重複、具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合があります。

また、文字の修正等の指摘はパブリックコメントとして取り扱っていない場合があります。

2 意見募集期間 令和元年9月11日 から 10月17日まで

3 区民説明会 第1回 令和元年9月20日(金)午後6時~7時30分 目黒区総合庁舎大会議室 参加者8人

第2回 令和元年9月21日(土)午前10時~午前11時30分 目黒区総合庁舎大会議室 参加者6人

4 意見提出者数 22団体·人(個人意見15件·団体意見2団体·区議会意見5)

5 意見数 162件 (メール105件・ファックス20件・持参12件・区民説明会25件)

6 項目別件数

	項目	件数
第2章	子どもと子育てを取り巻く現状	4
第4章	基本目標 I 子どもの権利を尊重する	33
	基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長・発達を支える	37
	基本目標Ⅲ 子どもがすべての家庭で大切にされる	27
	基本目標Ⅳ 子どもの生きる力をはぐくむ	15
	基本目標V 子どもが地域で育つ	24
	基本目標VI 子どもと子育てにやさしいまちをつくる	8
第5章	子ども・子育て支援事業計画	8
その他		5
計画全体		1
	合計	162

7 対応区分別件数

番号	内容	件数
1	ご意見の趣旨を踏まえて子ども総合計画素案を修正します。	12
2	ご意見の趣旨は子ども総合計画素案で取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	32
3	ご意見の趣旨は子ども総合計画には取り上げないが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	29
4	ご意見の趣旨は今後の検討・研究の課題とします。	59
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	16
6	関係機関・団体に、意見の趣旨に係る対応を依頼します。	0
7	関係機関・団体に、意見の趣旨を伝達します。	2
8	その他	12
	合計	162

改定素案へのパブリックコメントと検討結果について

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	
1		(子どもの意識調査について) 設問の仕方が適切であるか、検討が必要ではないか。 「自分が認められているか」という質問自体、認められていると はどういうことか、抽象的で、子ども自身判断ができないと思う。 子ども条例に基づく子どもの権利設問については、子ども自身 が答えられる設問にしたほうがよい。	2				子育て支援課		子どもの意識調査の設問内容については、子ども 施策推進会議で確認していますが、よりよい表現に ついては今後の検討課題とさせていただきます。
2	個人	待機児童数の算出方法について、記載してほしい。	2				保育課	5	待機児童数は厚生労働省の調査要領に従い算出しております。平成29年度には調査要領が改正され、定義の見直しがなされております。今後、調査要領が改正されることも想定されるため、本計画においては待機児童数の具体的な算出方法は記載致しませんが、周知方法については検討してまいります。
3		(「図表2-3(2)-4 保育園等待機児童数(目黒区)」について) 待機児童の推移をグラフで図示しているが、平成29年前後で、 待機児童の算定方法が変わった為に数値が大幅に異なってし まい、経年比較ができない。平成29年以前についても、現在の 算定方法で置き直した数値を掲載するなど、比較しやすい記 載に改めるべき。	2			「図表2-3(2)-4 保育園等待機児童数(目黒区)」	保育課	4	待機児童数は厚生労働省の調査要領に従い算出しております。平成29年度には調査要領が改正され、定義の見直しがなされております。今後、調査要領が改正されることも想定されるため、本計画においては待機児童数の具体的な算出方法及び改正前後の比較は記載致しませんが、周知方法については検討してまいります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
4		素案には学童の入所数だけでなく待機の数も視覚的に表があるとよかった。	2				子育て支援課	1	ご意見の趣旨を踏まえて子ども総合計画素案を修 正します。
5		(I子どもの権利を尊重するについて) 残念ながら、この章での取り組みの多くは、子どもの権利を保障するという概念を根本的に理解していないと言わざるを得ない。 子どもの権利を保障するのは社会の側であり、子どもに人権教育を施せばいじめがなくなるというのは論点のすり替えでしかない。	I	(1)		子どもの権利を尊重する	子育で支援課	4	子どもの権利を保障するための取り組みについては、実行可能なものから順次取り組んでまいります。
6		「権利を尊重する」とあるが、私が1番に考える子どもの権利は、やりたいことをやれることだと思う。生きる力や自主性と書いてあるが、やりたいことがやれる場所が具体的でなく、自由に遊べる公園など具体的なものがあまり感じられない。子どもの権利ということで、あそびを重要視してほしい。ヒーローバスもよい事業だが、毎日乗れる訳ではない。子どもにとってイベントも楽しいが、日常生活が大切だと思っている。目黒区は空き地や空き家が多いので、そこを借りて開放することや、遊戯道路の復活など、子どもの日常が外遊びにあると計画に組まれていてほしい。	I	(1)		する	子育で支援 課・ 都市整備課・ 土木管理課	4	子どもが日常的に外遊びをする環境として、ごi意見いただいた空き地や空き家ですが、空き家に関しては、目黒区空家等対策計画に基づいて総合的かつ計画的に実施しているところです。また、道路は、物流の運搬、公共交通の運行、沿道の住民・事業所等の通行、災害時の避難、ライフラインの収容など、様々な空間として利用されているところです。これらすべてが円滑に利用されるよう、道路法及び道路交通法では様々な規定を設けています。子どもが遊べる空間としての遊戯道路は、交通処理に大きく影響することから、道路交通法の規定に基づき、警察署が判断することとなります。また、沿道住民・事業所の通行にも大きく関わってくることから、通行に関する理解を得ることが必要となるため、いずれも今後の研究課題とさせていただきます。
7	議会	(基本目標 I 子どもの権利を尊重する(1)子どもの権利の尊重について) 目黒区子ども条例の一層の普及・啓発のため、母子健康手帳等へ子ども条例の掲載や目黒区子ども条例の絵本「すごいよねずみくん」の増刷。	I	(1)			子育で支援課 碑文谷保健センター・保健 予防課	3	子ども条例の母子健康手帳への記載は、在庫の状況から、すぐに対応するのは難しい状況です。ただし目黒区子ども条例の絵本「すごいよ ねずみくん」の増刷については、絵本の発行後、保育園や児童館の新設が相次いだ関係で、配本されていないため各保育園や児童館で読むことができるようにしていきます。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
8	議会	より多くの人々が福祉に関わる体験ができるように工夫し、・・・とあるが、子どもの権利との関わりが分かりづらい	I	(1)		子どもの権利を尊重する	子育て支援課	1	ご意見の趣旨を踏まえて子ども総合計画素案を修正します。
9	議会	計画では教員による体罰防止のための人権感覚向上や理解促進に努めるとしている。また、児童生徒のいじめや差別など人権問題解決のため道徳教育の推進を図るとしている。しかし、体罰などの子どもの人権侵害の背景にある教員の多忙化や長時間労働、いじめや差別の背景にある子どもたちに過度のストレスを与えている管理教育や自己責任論の押し付けなどの現状を抜きに子どもの権利の尊重は図れない。したがって、現状認識を改めること。	I	(1)		子どもの権利を尊重する	教育指導課	7	目黒区子ども条例を制定し、子どもたちに関わる教職員に、人権尊重の精神と共に人権感覚を高めるよう研修を行っています。 教員の多忙化については、学校の働き方改革を進めていきます。 これからも、教職員が子どもの権利を尊重した対応ができるよう、引き続き教員による体罰防止も含めた人権感覚の向上や理解推進に努めます。
10	個人	(事業番号1102「子ども条例の普及・啓発」について) 子ども条例の認知度は低い中で、継続事業のままでよいのか。	I	(1)	1102	子ども条例の普及・ 啓発	子育て支援課	4	子ども条例の普及啓発に関しては、粘り強く継続して行うことが重要であると考えています。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
11		(事業番号1105「人権教育」について) 事業概要に「・・・、同和問題や男女平等などの人権教育を推進する。」とあるが、性の多様性の尊重についても明記すること。	I	(1)	1105	人権教育	人権政策課· 教育指導課· 生涯学習課	, ,,	ご意見の趣旨を踏まえて子ども総合計画素案を修 正します。
12		(事業番号1105「人権教育」について) 性の多様性を尊重し、LGBTへのいじめ、差別を行わないという主旨も含めること。	Ι	(1)	1105	人権教育	人権政策課· 教育指導課· 生涯学習課	1	ご意見の趣旨を踏まえて子ども総合計画素案を修 正します。
13		(事業番号1106「スクールソーシャルワーカーの学校や家庭等への派遣」について) スクールソーシャルワーカーは派遣ではなく、各校に配置すること。	I	(1)		スクールソーシャル ワーカーの学校や家 庭等への派遣	教育支援課	4	国は中央教育審議会答申において全中学校区へのスクールソーシャルワーカー配置を謳っておりますが、区では1名、2名、3名と定数を増員しながら、派遣型で活用している状況です。派遣型のメリットとしては、関係機関との連携や情報共有の円滑性があります。各校配置となると各事例に即時的に対応できるというメリットもありますので、各校への配置については、今後の研究課題とさせていただきます。なお、文部科学省においては、スクールソーシャルワーカーの常勤化について現在調査研究しているところです。今後もこうした国の動向を注視してまいります。
14		(事業番号1107 長期欠席児童・生徒への学習支援について) いじめに関して、人権教育だけでなく、学習支援をもっと柔軟に 運用すれば、不登校児童・生徒という問題も解決すると思う。	I	(1)	1107	長期欠席児童・生徒 への学習支援	教育支援課	_	各校に区独自に学習指導員を配置し、授業中や放課後、土曜日に学習支援を実施しています。さらに、自宅でも学習ができるeラーニングの活用の推進等、学習支援を進めております。
15		(基本目標 I 子どもの権利を尊重する(2)子どもの参加の推進について) 理念はいいが、施策が理念に全くリンクしていない。 子どもの意見表明の機会は日常の中にこそ必要であり、特定の事業でのガス抜きは、少しの啓発にはなるが、現実的な解にはつながらない。子どもの意見表明がないがしろにされているのは、学校・家庭・社会である。 大人が上で子どもが下という環境を根本から変える必要がある。必要なのは、社会のルールを学ぶことではなく、自分たちで社会のルールを作ることである。	I	(2)		子どもの参加の推進	子育で支援課	4	子どもの参加の推進の機会が得られるよう今後も努力してまいります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
16		(基本目標 I 子どもの権利を尊重する(2) 子どもの参加の推進について)施策の方向で「子どもに係る施策の推進や施設の整備については、子どもの視点を取り入れることができるよう、子どもの参画の仕組みづくりを検討しその実現に取り組むとともに、参加の具体的方法を工夫し、より実効性あるものに改善を図りながら進め、子どもの参加や意見表明の機会を確保していきます。」とあるが、どう子ども参画を進めていくかを検討する場から子どもに意見を聞いていくべき。アンケートで聞くのではなく、市民の一人として同じテーブルで議論していくべき。この子ども総合計画策定に係る基礎調査に自由記述で意見を寄せてくれた子どもに参画してもらったり、学校に協力してもらったり、工夫はできるはずである。また子どもの場をつくる市民活動等を子ども参画で進めていけるよう学校の協力体制をつくるべき。	I	(2)		子どもの参加の推進	子育て支援課		ティーンズフェスタや「めぐろう」の編集会議などの活動を通じて子どもの参加の推進を広げてまいります。なお、子ども総合計画改定にあたり、区内の中・高校から協力を得て、中高生から直接意見を聞く場として、「中高生ミライ計画部@めぐろ」を開催しました。
17		(基本目標 I 子どもの権利を尊重する(2)子どもの参加の推進について) 中高生の参加意向の低い中で、継続事業のみでよいのか。	I	(2)	1202	中高生アンケート 中高生の社会参加 事業 ティーンズミーティン グ	子育て支援課	2	中高生事業は、参加数は少ないものの、要望は高いものです。今後も中高生が参加しやすく、かつ新たな児童館事業の発掘のために、自らの意見を反映させる取り組みを各児童館においても行ってまいります。
18		(基本目標 I 子どもの権利を尊重する(2)子どもの参加の推進について)施策の方向で、子ども参加の推進を図っていくということで、具体的に子どもが仕組みづくりを検討し、その実現に取り組むという記述がある。これは今の時点でどの程度話し合われているか。	I	(2)	1202 1205	中高生アンケート 中高生の社会参加 事業 ティーンズミーティン グ	子育て支援課		子ども総合計画改定にあたり、区内の中・高校から協力を得て、中高生から直接意見を聞く場として、「中高生ミライ計画部@めぐろ」を開催しました。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
19	個人	(基本目標 I 子どもの権利を尊重する (3)児童虐待の防止と対応について) 「目黒区の児童虐待」という報道のたびに、子どもを3人産み育てた母親としても、長い間子どもの成長、教育にかかわってきたものとしても、申しわけない思い、悲しみと怒りがわいてくる。重要なことは、児童相談所の対応である。虐待の疑いで、親から離して施設で生活させていたのに、児童相談所がなぜ家に帰したのか。職員は専門職としての教育を受け、責任をもっているはずなのに。また、転居したとき、移転先の相談所の担当者にきちんと申し送りしたのかどうか。残念というか、怒りをおぼえるところである。担当者間の申し送りをルールにすることが重要だと思う。 児童相談所を都内全区に設置すべき。目黒区に児童相談所を設置することは必要。そのために努力することは、目黒区の重大な責務であると思う。	I	(3)			子ども家庭課・児童相談所設置調整課	2	ご意見の趣旨を踏まえて、子どもの最善の利益を確保することのできる区立児童相談所の設置に向けて、人員の採用・育成、候補地の選定などの検討を進めていきます。
		(基本目標 I 子どもの権利を尊重する(3)児童虐待の防止と対応について) ・子ども家庭支援センターの人員を抜本的に増やし体制を確立すること。 ・より現場に即応しネットワークの強化を図れる体制を確立するため、児童相談所の区への移管計画の全容を明らかにすること。	I	(3)			課· 児童相談所設 置調整課	2	児童相談所開設に向けて子ども家庭支援センターの支援体制を強化するために平成30年度から計画的に増員を図っています。また、児童相談所開設に向けて区民向けの講演会や説明会を実施し、検討状況について情報提供を行っていきます。
21	個人	(基本目標1子どもの権利を尊重する(3)児童虐待の防止と対応について) ・虐待発見のもっとずっと手前の段階で予防する必要がある。そのためには妊娠初期からのサポートが必要で、母親が疲労やストレスを感じた際にいつでも駆け込める支援センターがあるとよい。そこで実施してほしいサービスは、1時間程度の仮眠、その間の託児、母子でとれる食事、カウンセリング等である。休日や夜間も利用できれば誰でも気軽に利用でき、虐待予備軍の人を支援につなげられる可能性が高まると思う。	I	(3)		児童虐待の防止と対 応について	碑文谷保健センター	4	妊産婦の不安感や孤立感、負担感を軽減するための様々なサービスは児童虐待の未然防止となっています。区では、妊娠期には助産師等専門職が妊婦面接により相談支援を行う「ゆりかごめぐろ事業」、出産後は助産師が訪問してケアや相談を行う産後ケア事業に取り組んでおりサービスの拡充を検討しています。意見については国の動向など調査・研究していきます。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
22	個人	(基本目標1子どもの権利を尊重する(3)児童虐待の防止と対応について) ・どのような状態・条件下で虐待が起きてしまうのか、過去の事例を分析するとともに、どのような支援があれば虐待までいかずに済むか、どのような支援を望むか、子育て中の人たちの意識調査を行うべきだと思う。	I	(3)		児童虐待の防止と対 応について	子ども家庭課	3	児童虐待が起こる状態や条件に法則はありませんが、強いてあげれば、親が孤立し誰にも相談できない、誰も相談を受けない状況が、虐待の発生につながるととも言えると思います。子ども総合計画改定に係る基礎調査では、子育て支援サービスの利用意向として、子どもの年代に合わせたサービスを検討する際の参考としていきます。
23	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(基本目標 I 子どもの権利を尊重する(3)児童虐待の防止と対応について) ・子ども本人がSOSを出せる仕組みが必要だと思う。子ども相談室に相談しようにも、低学年以下の子どもが自分で電話をかけたり相談に訪れたりするのは難しいと思う。権利擁護委員が学校や保育園・幼稚園などを訪問して、子どもからのSOSを拾い上げる方がよいのではないか。	I	(3)		児童虐待の防止と対応について	子育て支援 課・ 教育支援課	3	子どもの権利擁護委員制度は、相談員や権利擁護委員が相談を受けており、今後もいじめや虐待などの子どもの権利侵害への対応に努めてまいります。また、大人に比べ、子どもからの相談件数は少ない状況があり、めぐろ学校サポートセンターや保育園等様々な機関との役割分担、連携を取りながら、子どもの声に耳を傾けることのできる仕組みづくりを研究してまいります。 なお、目黒区では区立小・中学校や区立こども園・幼稚園にスクールカウンセラーを派遣しています。
24		(児童虐待の防止について) 今起こっている虐待の対応が第一優先であることに変わりないが、それが十分に機能を果たすためにも、妊娠期から学童期までの切れ目ない子育て支援があってこそ可能になる。行政だけでなく、NPOや支援事業を行なっている市民活動をより活性化させ、横につながる支援の輪づくりを対策のベースに据えることが重要。児童虐待は、家庭問題のリスクが一番高まった状態だが、それを発見し未然に支援につなげるためには、それぞれの地域に重層的な網目が張り巡らされる必要がある。そここそ、地域の民間の力が活きる部分で、民間活用の推進を期待する。	I	(3)		児童虐待の防止と対応	子ども家庭課		子育て家庭の孤立を防ぎ、子どもが地域で健やかに育つ環境づくりのために、子育て支援施設をはじめとする様々な機関が、地域との連携を図っています。 今後も更に子育て団体など地域の力と共に、子育て家庭を支援できるように努めてまいります。
25	個人	(基本目標 I (3)児童虐待の防止と対応について) 施策の方向として、警察との連携に関する記述を追加してどう か。	I	(3)		児童虐待の防止と対 応について	子ども家庭課	1	平成30年10月に、警察署との連携強化、情報共有を目的とした協定を締結しています。ご意見の趣旨を踏まえて子ども総合計画素案を修正します。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
26		(基本目標 I (3)児童虐待の防止と対応について) 施策の方向として、電話・FAX・メールなど情報を吸い上げやす い仕組で子どものSOSを拾う取組みが必要	I	(3)		児童虐待の防止と対 応について	子ども家庭課		子どもの権利擁護委員制度で子ども自身からの相談を電話で受け付けています。また、東京都が令和元年8月から、LINE相談を始めています。
27	個人	子育て世代包括支援センターのイメージがつかみにくい。詳しく教えてほしい。	I	(3)		子育て世代包括支 援センター	碑文谷保健センター	8	保健予防課、碑文谷保健センター、子育て支援課が子育て世代包括支援センターとして、互いに連携し相談支援事業や子育て支援サービスを活用しながら子育て世代への支援を包括的に行います。主に、妊娠期から出産、乳幼児期は保健予防課、碑文谷保健センターなどが妊婦面接や産後ケア、乳幼児健診等を通じて相談支援を行い、乳幼児期以降、子育て支援課が行う相談事業等により互いに連携して対応していきます。
28		今後の検討課題のようだが、目黒区には児童相談所がないのはなぜか。	I	(3)			児童相談所設 置調整課	8	児童相談所は都道府県及び政令指定都市には必置化されており、目黒区内は東京都の品川児童相談所が管轄しています。平成28年の法改正で特別区も政令で指定された場合に設置することができるようになり(設置は任意)目黒区でも設置に向けた準備を進めています。
29	団体	(虐待の予防について) ・地域で子どもの育ちを支える体制づくりとして、ひろば・保育園・幼稚園・児童館・小児科・住区センター・児童民生委員などと集まる機会などを作り、ネットワークづくりができると良い。・住区センターの「老人いこいの家」を多世代(お年寄り・子育て中の親子・中高校生など)が交流できる居場所として利用できると、近所の顔見知りもでき、つながることができる。	I	(3)	1306	関係機関との連携・ 地域での見守り	子ども家庭 課・ 高齢福祉課		・目黒区要保護児童対策地域協議会を設置し、警察署や病院等を含めた関係機関がネットワークを作っています。 ・「老人いこいの家」は、60歳以上の高齢者を対象にした施設ですが、今後は関係所管が情報共有するとともに、老人いこいの家の所管である高齢福祉課との連携は今後の検討課題とさせていただきます。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
30		児童虐待の防止や異常を早期発見するために、地域の母親同士や近隣住民のネットワークも有効であると思われる。子育てネットワークづくりとして、「児童館や学童保育クラブにおける乳幼児活動」など、目黒区子ども総合計画では多様な事業が含まれている。子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センターと児童相談所等関係機関との連携強化といった、行政における体制作りと両軸で、日常生活から周囲の目が行き届く仕組みを作ることによって、SOSをいち早く察知できるようにすることが必要である。	I	(3)		援センター、子ども家 庭支援センターと児	子ども家庭課・保健予防課・ 碑文谷保健センター	7	核家族化が進む中、地域のネットワークは大変重要だと認識しています。 子育て世代包括支援センターでは、地域の医療や福祉の関係機関との連携を図り、適切な相談支援につなげる仕組みづくりを進めていきます。なお、子ども家庭支援センターでは児童相談所をはじめとする関係機関との連携・情報共有を定期的に行っています。
31		(事業番号1305 養育困難家庭への支援について) 「・・・養育困難家庭における虐待の未然防止策を強化する。」 の中に、虐待の背景にはDVが存在するという視点も加えるこ と。更に、DVが認められる場合には子どもを保護し、親も更生 支援させる仕組みを拡充すること。	I	(3)		支援	子ども家庭課		虐待の背景にはDVが存在する場合があることを付け加えます。親の更生支援させる仕組みについては今後の検討課題とします。
32		児童相談所の設置について 今後の児童相談所設置を明言している特別区22区は、土地の 確保や建設など進んでいる自治体もある。 しかし、目黒区は土地の確保どころか検討の状況も見えていな い。人材育成など、時間のかかることについては、更に注力し てやっていただきたい。	I	(3)			児童相談所設 置調整課		区民向けの講演会や説明会を実施し、検討状況について丁寧に情報提供や意見交換を行っていきます。また、人材育成についても計画的な採用、他自治体への職員派遣を実施していきます。
33		(事業番号1306 区立児童相談所の設置に向けた検討について) 「関係機関と連携」の関係機関に、専門性の高い婦人相談員と福祉との連携を密にとり、児童養護施設との連携を強めること。	I	(3)	1306	区立児童相談所の 設置に向けた検討	子ども家庭課	2	児童虐待とDVとの関連性の高さに留意し、婦人相談員や他の福祉機関、児童福祉施設との連携を強化していきます。
34		(基本目標 I 子どもの権利を尊重する(4)いじめ防止対策の推進について) 課題である一人ひとりの子どもに対して真摯に向き合うとあるが、そのためにも教員の過密労働の解消こそ必要である。ゆえに少人数学級を実現すること。	I	(4)		いじめ防止対策の推 進について	学校運営課	5	区立小・中学校の学級編制は法令により定められています。法改正等について、国や東京都の動向を注視してまいります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	
35		(いじめ防止対策の推進について) いじめが起こるのは、個々の子どもにあるのではなく、学校のシステム・構造が生み出しているという根本原因に立脚して対策を取らなければ、いじめは無くならない。これについては、いじめ研究をしている多くの識者も指摘しているところで、すでに起きている暴力的ないじめに対しては強制的な警察の介入など第三者を入れた対策が必要だが、いじめの予防に関しては固定化されたクラス運営の仕組み自体に、子どもの起こす問題を増幅する作用があることがわかってきている。 理想を言えば、25人程度の少人数クラスで、授業も選択制、担任がクラス全体を背負うのではなく、学校全体で全員の子どもを見る体制があれば良い。とはいえ、全ては変えられないので、できるところからでも十分子どもの居場所となれる学校運営は可能である。まずは、教育に携わる人たちが、いじめの理論を知ること、子どもの気持ちに寄り添い、できる限りの自由を与えることができれば、根本解決につながる。	I	(4)		いじめ防止対策の推進	教育指導課	8	ご指摘のとおり、学校全体で児童・生徒を指導する体制が重要であると認識しています。 本区では、東京都から指導方法工夫改善加配を受け、算数・数学と中学校の外国語科を中心に、習熟度別少人数指導を展開し、児童・生徒一人ひとりの習熟の程度を踏まえたきめ細かい指導を行っています。また、区教育委員会として独自に、学習指導講師や学習指導員、観察・実験支援員、小1学級支援員等を配置し、個々の実態に応じた丁寧な指導を行っています。さらに、複数の指導者が指導にあたることができるよう副担任制の実施や教科担当を決めて授業を実施している学校もあります。教職員に対しては、eラーニング悉皆研修を実施し、いじめ防止への取組、いじめの早期発見・早期対応が図れるように努めています。
36		(基本目標 I 子どもの権利を尊重する(4)いじめ防止対策の推進について) 進について) 施策の方向追加:担任も含め「一人で抱えない」で解決に向かう姿勢がより求められている。	I	(4)		いじめ防止対策の推 進	教育指導課	8	いじめは一定の人間関係のある児童・生徒の間で起きることから、学校は常に児童・生徒一人ひとりの行動の特徴や家庭環境、発達の状況等の理解に努めるとともに、所属集団の状況把握に努め、いじめの防止等を適切に行うことが必要であると認識しています。 各校では、学校いじめ対策委員会を設置し、自校におけるいじめの防止等の対策について、全ての教職員が一致団結して組織的に対応できるよう努めています。また、いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合は、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置し、対応しています。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応区分	検討結果(対応策)
37	議会	(基本目標 I 子どもの権利を尊重する(4)いじめ防止対策の推進について) 今回の素案で基本目標 I へ紐づけが変わった内容だが、多様化する学校内の状況に対応するためスクールカウンセラーを派遣から各校に配置すること。	I	(4)		スクールカウンセラー の区立学校派遣	教育支援課	4	現在、都費のスクールカウンセラーが各小・中学校に配置されています。区費のスクールカウンセラーについては、登録制のスクールカウンセラーを各校園に配置するとともに、めぐろ学校サポートセンターから教育相談員を兼務で派遣する折衷型で実施しています。教育相談員を各校に派遣することにより、学校現場とサポートセンターを往還しながら相談業務の向上を図っているところです。各校への配置については、今後の研究課題とさせていただきます。なお、文部科学省においては、スクールカウンセラーの常勤化について現在調査研究しているところです。今後もこうした国の動向を注視してまいります。
38		(基本目標 II 子どもの健やかな成長・発達を支える (1) 子どものこころとからだの健康づくりについて) 私は、生育期の内科の健康診査が家庭における虐待を発見するいい機会になると考える。子どもの全身を診察するから、異常な傷あとなどで虐待に気づくことができる。しかし、あちこちの医療機関が診断するのではなく、保健所が直接行うことで、この重要な役割が果たせる。この素案では、生育期の健康診査が大事にされていないと思う。現行の計画でも、この素案でも、保健所で直接行う内科検診は生後4か月と3歳児とだけで、1歳の誕生日の検診がカットされている。ぜひ実施してほしい。6・7か月、9・10か月、1歳半、5歳児の内科検診は、検診票を持って医療機関で受けるとのこと。これでは目黒区が子どもに直接責任を持つことにならない。直営にして保健所に生育の記録を残す方式を実践することができたらいい。	Ш	(1)		子どものこころとから だの健康づくり	碑文谷保健センター・保健予防課	5	乳幼児健診は、母子の心身の健康状態や関係性を 把握できるという点で、児童虐待の発生予防及び早 期発見が期待できるものと認識しています。母子保 健事業はすべての母子の健全育成を図ることを目 的としており、集団、個別健診それぞれのメリットを 活かし実施しているところです。委託医療機関では 母子の心身の状態を継続的に把握し異常があった 場合は速やかに治療できることや保護者の都合に 合わせて受診できるなどのメリットがあります。集団 健診、個別健診のいずれにおいても虐待等のリスク が発見された場合は子ども家庭支援センターなど 専門機関に迅速につながることが児童虐待防止の 観点では重要だと考えます。乳幼児健診の結果に ついては、母子カードに記録し管理しています。
39	議会	(基本目標Ⅱ子どもの健やかな成長・発達を支える(1)子どものこころとからだの健康づくりについて) 虐待早期発見・早期対応は重要だが、そのためだけの事業ではない。産後うつの早期発見等母親の心身の健康チェック等も含まれるのではないか。	II	(1)		子どものこころとから だの健康づくり	碑文谷保健センター・ 保健予防課	2	新生児期から母子の状況把握に努め新生児訪問・ 産婦訪問時に産後うつの早期発見に努めていま す。乳児健診時には、乳児と母親の心身の健康 チェックも行っています。今後も、育児支援や相談 支援を充実させていけるよう努めてまいります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応区分	検討結果(対応策)
40	議会	(基本目標Ⅱ子どもの健やかな成長・発達を支える(1)子どものこころとからだの健康づくりについて) 保護者との関わりを密にして様々な悩みにこたえる機会を増やし、虐待を未然に防ぐ場として、区直営の検診とともに区内契約医療機関で実施している6・7か月、9・10か月、1歳6か月児検診及び5歳児内科検診においても未受診乳幼児の追跡調査を行うこと。	Ш	(1)		子どものこころとから だの健康づくり	碑文谷保健センター・ 保健予防課	4	乳幼児健診などを通じて母子の心身のリスクを把握することにより、児童虐待の発生及び早期発見の効果が期待されます。母子保健事業はすべての母子の健全育成を図ることを目的とし、集団、個別健診それぞれのメリットを活かし、実施しています。委託健診で虐待のリスクが発見された場合は、保健所や子ども家庭支援センターなど関係機関につなげ、連携して適切に対応しています。委託健診の全数把握は、今後の課題とさせていただきます。
41	個人	(事業番号2101 平日夜間小児初期救急診療事業について) 事業内容に関する具体的な説明がほしい。	П	(1)		救急診療事業	健康推進課	1	ご意見の趣旨を踏まえて子ども総合計画素案を修正します。
42	個人	(基本目標Ⅱ子どもの健やかな成長・発達を支える(1)子どものこころとからだの健康づくりについて) ・新規事業で「新生児聴覚検査」が新規事業になったが、ぜひ「視覚検査」もお願いしたい。三歳児検診での聴覚・視覚検査はカードなどを使って自宅で親がチェックするものだが、素人には聴覚・視覚に問題がないか判断するのは難しい。早期発見すれば矯正もうまくいくようだが、気がつかないと、さらに障害を負うことになってしまう。	П	(1)	2102	新生児聴覚検査	碑文谷保健センター・ 保健予防課		新生児聴覚検査を実施する時期の乳児の視力は、 まだ未発達です。その時期に視覚に関する検査を 実施しても、発達状況の判断は困難です。また健康 診査の際に実施される視覚検査は、多くの児に一 斉に行わなければならない検査であり、医師以外の 誰にでも、容易に短時間で実施できるといったもの が推奨され、現在の検査になっております。ただし、 より正確な検査が好ましく、検査方法・時期などを調 査研究し、検査精度・効率の向上に努めてまいりま す。
43	議会	(事業番号2107 5歳児健康診査について) 目黒区では23区の中でも珍しく5歳児検診を行っている。検診 の機会がない方対象で、特定の家庭向けの事業ではない。日 頃の子どもの様子を知らない医者に診てもらっても、発達に関 する助言は難しいと考える。効果のほどを検証を希望する。	П	(1)	2107	5歳児健康診査	碑文谷保健センター・ 保健予防課	4	5歳児健診は、身近な区内のかかりつけ医の健診を受けていただきます。健診では、発育状況や診察、既往歴や予防接種歴の確認に加えて、きめ細やかな問診事項によってお子さんの発達状況、日常生活や育児の様子、保護者の不安などを伺います。これらを小児科医が把握し治療や指導、助言をすることで、保護者が安心して子育てができる環境が醸成されています。また、医師からは、必要に応じて保健所へ連絡があり、課題のあるお子さんについて、連携して個別に支援をしています。 子育て支援に効果的な事業の実施について、今後も検討・研究を続けていきます。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
44	個人	(基本目標Ⅱ子どもの健やかな成長・発達を支える(2)食育の推進について) 食育の中に、障害児のための食育を視野に入れていただけたら有難い。偏食に関する理解・啓発はもちろんだが、偏食についてどのように取り組んでいったらよいか悩んでいる保護者は多い。	П	(2)			碑文谷保健センター・保健 予防課・学校 運営課	2	障害児のための食育については、個人差があるため個別による対応が望ましいと考えます。偏食を改善し、健全な食生活を実践するには保護者も一緒に取り組んで頂くことが重要です。区では「子どもの健康相談」事業において保護者を対象に食育に関する講座を実施するとともに随時個別に栄養相談を行っています。
45		(基本目標Ⅱ子どもの健やかな成長・発達を支える(2)食育の推進について) 保護者の負担を軽減するため、学校給食費を無料にすること。	II	(2)		食育の推進について		5	学校給食法において給食費の経費負担は保護者と定められており、現状では無料化の予定はありません。
46		(基本目標Ⅱ子どもの健やかな成長・発達を支える(3)成長・発達に応じた切れ目のない支援について)子どもの発達障害のケアについて1人の子どもが複数の障害を抱えている場合もあり、生活に忙しい保護者の目には見過ごされがちな子どもの心理状態を詳しくとらえるためにも、出生以前からの保護者へのきめ細かい啓発活動を行うとともに、民間の事業者等とも協力しながら対応していくことが必要ではないか。	П	(3)		成長・発達に応じた 切れ目のない支援	障害福祉課	3	発達障害の啓発については、発達障害支援拠点を 中心に区民向けの啓発、支援者や家族向けの学習 会等を実施しているところです。引き続き、様々な機 会を捉えて周知に努めてまいります。
47		(基本目標Ⅱ子どもの健やかな成長・発達を支える(3)成長・発達に応じた切れ目のない支援について) 障害児の保護者アンケート調査では、放課後デイサービスの利用希望が多い結果が出ているのに、新規・拡充事業には出てこない。なんらかの施策が必要ではないか。	П	(3)		成長・発達に応じた 切れ目のない支援	障害福祉課	3	放課後等デイサービスは、児童福祉法に基づく通 所支援事業として、法の目的に沿った支援サービス を各事業者が提供しています。 放課後等デイサービスの必要なサービス利用見込 量については、第1期目黒区障害児福祉計画で示 しております。あわせて第2期目黒区障害児福祉計 画(令和3年度~令和5年度)の改定に向けて必要 な利用見込量についても今後検討を進めてまいり ます。
48	議会	(基本目標Ⅱ子どもの健やかな成長・発達を支える(3)成長・発達に応じた切れ目のない支援について) 障がいを持つ子どもへの支援として重要であり、対象年齢が「1 8歳までの児童」となっているが、18歳を超える人たちへの支援も位置付けること。	П	(3)		成長・発達に応じた 切れ目のない支援	障害福祉課	8	18歳を超える人たちを含む障害者の総合的な計画については、子ども総合計画と整合性を図りながら、法律に基づき目黒区障害者計画に位置付けています。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応区分	検討結果(対応策)
49		(基本目標Ⅱ子どもの健やかな成長・発達を支える(3)成長・発達に応じた切れ目のない支援について) 児童発達支援・放課後等デイサービス、どちらも不足している。 早期療育は非常に大切である。また、近年両親とも働いている家庭が多くなったことに伴い、児童発達支援も働き方を極力セーブしなくても通えるような体制を整えていただきたい。学童保育クラブも受け入れの環境を整備していただいているが、障害の状況によっては、通えない子どももいる。放課後等デイサービスでカバーできればよいが、空きがどこにもなく、預けられる状況ではない。子どもを預けられないので仕事をやめなければいけないという事態に陥るということが、今後増えると思わる。学童保育クラブの充実と合わせ、さらなる支援をお願いしたい。	II	(3)			障害福祉課・ 子育て支援課	3	放課後等デイサービスは、児童福祉法に基づく通 所支援事業として、法の目的に沿った支援サービス を各事業者が提供しています。 放課後等デイサービスの必要なサービス利用見込 量については、第1期目黒区障害児福祉計画で示しています。あわせて第2期目黒区障害児福祉計画(令和3年度~令和5年度)の改定に向けて必要な利用見込量についても今後検討を進めてまいります。
50		(事業番号2302 保護者への早期からの就学情報提供について) 就学相談、就学支援シートは、保護者へ配布したのみでは活用につながらない。保護者が利用しようと思う様な工夫が必要。	П	(3)	2302	保護者への早期からの就学情報提供	教育支援課	2	就学支援シートは、幼稚園・こども園、保育園での配慮が小学校でも継続されることにより、子どもたちが学校生活への円滑な移行をすることを目的として、幼稚園・こども園、保育園、小学校等に配布しています。また、利用案内については、就学時健康診断の通知に同封し、小学校入学予定の全世帯に配布しています。 平成31年4月入学児童の就学相談件数は79件でしたが、そのうち就学支援シート提出数は全区立小学校合計で61件でした。就学支援シートを活用されていない保護者がおられるのは、ご指摘のとおりです。 今後は、就学支援シートの活用によるメリットについて周知に工夫をしてまいります。
51		(事業番号2306 学童保育クラブでの障がいのある子どもの保育について) 学童保育クラブへの入所に際し、障がいのある子に十分な指導員の加配置、トイレ、休養スペース、エレベーターなどの施設整備、災害時等の緊急対応に関わる整備、特に避難経路の確認・整備など、事業として拡充するにあたっては、充分な条件整備についても明確にしてほしい。	Ш	(3)		学童保育クラブでの 障がいのある子ども の保育	子育で支援課		障害のある子への職員配置につきましては、障害のある子の人数や障害の程度などを鑑みて専務的非常勤職員を加配しています。今後も引き続き、児童の健やかな成長を促し、子育て支援を行っていかれるよう、職員の適正な配置に努めてまいります。また、施設条件整備等については、災害時の対応も想定し、関係所管と協議を行い可能な限り整備を行ってまいります。保護者の方との対話を通じ、お子様の状況を踏まえながら安心安全な保育に努めてまいります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
52		(基本目標Ⅱ子どもの健やかな成長・発達を支える(3)成長・発達に応じた切れ目のない支援について)学校教育の中でも、特別支援教育に力を入れているが、支援学級、支援学校に通う子どもは、どうしても身近な地域で育つことが難しい。魅力ある居場所の拡大とともに障害児が地域の中で育つことができる工夫をしていただきたい。	П	(3)		障害のある子どもへ の居場所の提供	子育て支援課	2	地域の居場所の一つとして児童館の利用について、保護者と連携しながら、魅力ある居場所となるよう充実を図ってまいります。障害のある子どもにとっても、児童館が魅力のある地域の居場所の一つとして利用しやすくなるよう、保護者の方と連携しながら充実を図ってまいります。
53		(基本目標Ⅱ子どもの健やかな成長・発達を支える(4)多様な保育の充実について) 保育料「無償化」が対象になっている0~2歳クラスを非課税世帯と限定せず、完全無償化にすること。また、目黒区は指導監督基準以下の園に対して、指導巡回を厳しく行うこと。	П	(4)		多様な保育の充実	保育課		幼児教育・保育の無償化は今後の国の方針に沿って進めてまいります。 また、巡回指導については、これまで以上に東京都との連携を強化して進めてまいります。
54	議会	(事業番号 2404学童保育クラブ整備【実】について) 公設公営の学童保育クラブを守っていくこと。	П	(4)		多様な保育の充実	子育て支援課		現在、平成25年12月に策定した「区立児童館・学童保育クラブ委託化計画」に基づき、委託化を進めております。今後については、目黒区区有施設見直し計画や目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査結果などに基づき、様々な視点で検討してまいります。
55		東山児童館が現在満杯で、遊ぶ場所がない状態である。子どもは遊ぶことが大事であり、そこで衝突し、色々なことで学んでいく。それさえ出来なくなると、いじめなど色々な問題が生まれるのだと思う。大きな公園が目の前にあるのに、ランドセル来館を利用すると外で遊べない。だとすれば、児童館の活用をして、異年齢の人から学ぶこと、地域の大人の力を借りるということも子育てにとって大事だと思う。	П	(4)		多様な保育の充実	子育て支援課	8	地域の方等に児童館へのボランティア登録をいただき、来館された児童に遊びを教えるなど地域の方々の協力をいただいております。 また、ランドセル来館は、下校から帰宅の途中でご利用いただきますので、児童館から自由に外出することはできません。
56		以下の事業の新規掲上を要求する。 ○「保育の質」のガイドライン作成 近年目黒区ではかつてないほど保育園が急増している。それも 長らく目黒区のスタンダードであった直接指導監督の及ぶ区の 直営ではなく、株式会社営など民間園ばかりである。全国的に も評価されている目黒の保育の質を確保しさらに向上させるた め、他の自治体で策定されているような「保育の質」のガイドライ ンを早急に作成すべきである。	П	(4)		多様な保育の充実	保育課	8	区立保育園においては、目黒区が目指す「子ども像」を明示し、年齢や発達段階に応じた目指すべき子供の姿や保育のあり方を示した冊子「のびのび目黒っ子」を活用して保育の質の維持向上を図ってまいりました。この冊子は保育の質を確保するガイドライン的な内容となっています。この間、待機児童対策として施設整備を進めてきた結果、私立園が増加している現状に鑑み、「のびのび目黒っ子」を公私立園共通で使用できるように、保育の質を向上させるための行政や運営事業者等の役割などを追加し改訂を行い、公表しています。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応	検討結果(対応策)
57	個人	以下の事業の新規掲上を要求する。 ○保育士確保対策の推進 保育士が経常的に不足しており開園、定員増や産育休など通常の運営にも苦慮している状況である。区として確保策を講じるべきである。	II	(4)			保育課	区分	区立保育園においては、産育休及び病欠の代替について、人材派遣(保育士・看護師)及び非常勤職員の任用等で人員の補充を行っております。また、夏季(7月~9月)に実施するプールでの保育活動に対しては、より安全な保育を実施するため、臨時職員を配置しています。非常勤職員等の欠員状態が続いた場合は、ハローワークや求人サイトでの募集を行い、保育園職員の欠員に対応しています。私立の保育施設に対しては、保育士等の職員に対しての家賃補助(保育士宿舎借上げ支援事業)や保育士の勤続・経験年数に応じた賃金改善を行うための補助(保育士等キャリアアップ補助事業)、保育士資格のない職員に対して受験料や資格取得の受講費用等の補助(現任保育従事職員資格取得支援事業・保育士試験による資格取得支援事業・保育士試験による資格取得支援事業を実施して保育士確保に努めております。今後も引き続き保育士確保に取り組んでまいります。
58		以下の事業の新規掲上を要求する ○私立保育園の経営対策 私立保育園の運営にかかる交付金・補助金等が在園児の実員に対して給付されるため、欠員になると経営に影響を及ぼし保育士確保等に支障が生じることがある。こうしたことは保育の質にも影響することから、交付金・補助金等を定員に対し給付するなど対策を講ずるべきである。保育園の増設や将来的な人口減で欠員の生ずる確率は高くなることが予測される。	П	(4)		多様な保育の充実	保育課	4	保育園の待機児童は未だ解消されておらず、今後の少子化社会対策のために保育園の定員数は維持していく必要があります。一方、私立認可保育園の運営費の大半は国や都の補助金であることから、欠員部分の補助については全体的な検討が必要です。区としては利用者の要望をふまえながら、施設が多様な保育サービスを提供できるよう検討してまいります。
59		(基本目標Ⅱ子どもの健やかな成長・発達を支える(4)多様な保育の充実について) ・多様な保育を存続させるため、区立と私立の保育料の格差を縮小すべきだと思う。格差がなくなれば、区立保育園の希望者が減り、その結果待機児童数も減少するのではないか。	П	(4)		多様な保育の充実	保育課	3	目黒区の認可保育園の保育料は、区条例により区立も私立も同一に定めており、給食費も無償です。延長保育料のみ園により若干異なりますが、費用面での格差は少ないものと考えています。保護者の皆様が保育園を希望する理由は様々であり、区は今後も事業者指導等を通じて保育の質の向上を行うとともに、多様な保育の充実を図ってまいります。
60		(事業番号2401「ヒーローバス」運行事業) 需要があるなら増車は行うべきです。また、寄付等色々な財源 確保を試みるのは結構ですが、それらをもっても不足する場合 は区費から手当てすべきである。	П	(4)	2401		保育計画課• 保育施設整備 課		来年度(令和2年度)から3台体制で運行する予定です。また、事業実施に当たっては、国の補助制度を活用しています。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
61		実際学童は待機が出ていて、増設・拡大もして下さっているが、占有スペースがある学童をお願いしたい。子どものすし詰め状態を回避するため、適正規模での拡張をお願いしたい。	II	(4)	2403	放課後健全育成事業の推進	子育て支援課 放課後子ども 対策課	4	学童保育クラブについては、待機児童を出さないことを最優先とし、整備及び運営にあたっては、目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を踏まえて、検討してまいります。
62		学童保育クラブの入所にあたる単年度審査を撤廃してほしい。 また、入所審査の際に、AIを導入することを積極的に検討して みてほしい。	П	(4)		放課後健全育成事業の推進	子育て支援課	4	学童保育クラブの需要が高まり、待機をいただく児童がいる現状において、単年度申請による選考に伴い、利用児童を決定しております。また、選考の際のAIの導入につきましては、区の導入に伴いまして、今後の検討課題とさせていただきます。
63	団体	(事業番号2403「放課後児童健全育成事業の推進」、事業番号2404「学童保育クラブ整備」について) 学童保育クラブの整備について、小学校内への整備を中心としているが、国の支援単位の基準40人も、区の条例定員50人も越えた入所が続いている。 また、2020年度には、小学校内学童保育クラブの新設や既存学童保育クラブの拡充などにより対策を立てているようだが、学童保育クラブの整備にあたっては、小学校内にこだわらず、現在進めている保育園等の開設の際に学童保育クラブを併設するなど、より積極的な整備手法を検討していただきたい。また、小学校内に整備する際には、タイムシェアではなく、生活の場である学童保育クラブ事業が占有できる施設整備としていただきたい。		(4)		放課後児童健全育成事業の推進学童保育クラブ整備	子育て支援 課・ 放課後子ども 対策課		小学校内学童保育クラブについては、将来を含む各小学校の施設状況等を教育委員会と共有し、整備及び運営にあたっては、目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例や国から通知された新・放課後子ども総合プランを踏まえて、検討してまいります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応区分	検討結果(対応策)
64		(事業番号 2403 放課後児童健全育成事業の推進、事業番号2404 学童保育クラブ整備について) ・双方の事業の説明は同一でありながら、別々の事業計画として位置づけされる理由が不明確である。放課後児童健全育成事業は「目黒区放課後児童健全育成事業に関する基準を定める条例」にて定められ、その内容は「学童保育クラブ」そのものであることから、双方の事業を一本化して「放課後児童健全育成事業の推進と整備」と事業名を改め、『児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業を、目黒区では「学童保育」と称して運営する』と説明を追記するほうがわかりやすい。・「両事業の説明として、「授業終了後の放課後に、」と記載されているが、本事業は放課後だけではなく、学校休業日にも実施している事業である。厚生労働省の説明には「放課後等」と記載されていることから同様の表記がよい。(後段の再掲の項目の表現も同じ)・(事業番号 2403)の現況として「今後は、放課後子ども総合プランと連動した放課後の居場所づくりを拡大していく。合わせて、各児童館においてランドセル来館事業を継続実施している。」という記載があるが、上記で言及した「目黒区放課後児童健全育成事業に関する基準を定める条例」によれば、設備基準や支援の単位や開所時間等が定められており、放課後子ども総合プランも別事業として掲載され、ランドセル来館事業により待機合プランも別事業として掲載され、ランドセル来館事業により待機児も生じているが、児童館のランドセル来館事業により待機児も生じているが、児童館のランドセル来館事業により待機児対応を実施している地域もある。」という表現の方が適切である。	П	(4)	2403 2404	成事業の推進・	子育で支援課・放課という。	1	ご意見の趣旨を踏まえて子ども総合計画素案を修正します。
65	議会	(事業番号 2404 「学童保育クラブ整備」について) 延長保育の拡充についても記載すべき。	П	(4)	2404	学童保育クラブ整備	課・放課後子 ども対策課	1	ご意見の趣旨を踏まえて子ども総合計画素案を修正します。
66	個人	(事業番号2406「認可保育園整備」【実】について) 前期計画のように大幅な狂いが生じないよう整備されたい。い わゆる隠れ待機児についても「ゼロ」にすること。	П	(4)	2406	認可保育園整備	保育計画課· 保育施設整備 課		待機児童対策に当たっては、「新たな保育所待機 児童対策の取組方針」に基づき、認可保育所の整 備を進めており、待機児童が解消する見通しです。 待機児童数ゼロの維持を図っていくため、引き続 き、認可保育所の整備を行っていきます。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
67		(事業番号2406「認可保育園整備」【実】、事業番号2407「認可保育園整備(保育園の民営化)」【実】について)保育は地方自治体の責任であり、区立保育園を民営化にしないこと。	П	(4)		認可保育園整備 認可保育園整備(保 育園の民営化)	保育計画課· 保育施設整備 課	5	区立保育園の民営化に当たっては、園の人員体制から危機管理への対応、法人財務状況等、幅広く調査を行ったうえで適切な保育事業者を選定しております。多様な保育ニーズに応えながら、限りある財源の中で将来にわたって継続的に安定した保育を実施していくため、今後も引き続き「区立保育園の民営化に関する計画」に則して取り組んでまいります。
68		(事業番号2407 認可保育園整備(区立保育園の民営化)【実】について) 公私立のバランスが大きく崩れており、区立保育園の役割を無視し財政効率のみを優先する民営化には反対である。	П	(4)	2407	認可保育園整備(区 立保育園の民営化)	保育施設整備課	5	区立保育園の民営化に当たっては、「区立保育園 の民営化に関する計画」に則し、公私の配置バラン スに十分配慮して取り組んでまいります。
69		目黒区待機児童の解消という目標が近々のうちに達成できる見通しとのこと。「待機児ゼロを維持」するという計画には、ほっとする思いだが、そのときに区立保育園を廃園にするのはなにごとか。 「区立保育園の民設民営化」とあるが、公立の保育園は、園庭もあり、設備が整っているだけでなく、保育者がしっかりした資格を持ち、豊富な経験を持っている。一方、計画されている民設民営の保育園は、りっぱな建物を建てたとしても、そこで働く保育者がなかなか確保できず、園によっては毎月一人ずつ退職していることさえあると聞いている。民営の保育園は経営本位の運営にならざるをえない。 区立保育園の建物の老朽化については、区が建て替えるのが当然である。 区立保育園の廃園は、やめるべき。子どもたちのために、真にゆきとどいた保育を進めてほしい。		(4)	2407	認可保育園整備(区 立保育園の民営化)	保育施設整備課		区立保育園の民営化に当たっては、園の人員体制から危機管理への対応、法人財務状況等、幅広く調査を行ったうえで適切な保育事業者を選定しております。多様な保育ニーズに応えながら、限りある財源の中で将来にわたって継続的に安定した保育を実施していくため、今後も引き続き「区立保育園の民営化に関する計画」に則して取り組んでまいります。
70		(多様な子育てについて) 保育園の増設のみだけでなく、多様な働き方や親子で煮詰 まってしまった親へ対応できるよう一時預かりの拡大を希望す る。	П	(4)	2412	一時保育(一時預かり事業)	保育課	2	本計画に基づき、新規開設の認可保育園でスペースを確保して、事業を拡大してまいります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
71		(多様な子育でについて) 共働きが増え、保育園も増えているのに、病児・病後児保育が 足りない。	П	(4)	2413 2414	病後児保育病児保育	保育課		病後児保育は、従来の計画(5か所:各地区に1か所)に加え1か所増設する計画としました。また、訪問型病児・病後児保育料助成も継続しニーズへの対応を行ってまいります。 病児保育は、「回復期に至らない場合」を対象とします。そのため、安全の確保が重要ですので、慎重な対応を行ってきましたが、高いニーズがあることを把握しておりますので、引き続き検討課題としていきます。
72		若い家族はいざという時助けてもらえる人もおらず、地域との関わり方も分からず、特に母親は子どもと二人きりの時間の中、気持ちが追い詰められることもあるのではないかと想像できる。認可施設では難しいかもしれないが、それ以外の施設や家庭福祉員では、共働きや介護や病気などの理由がなくてもお子さんを預けられるという決まりを作れば、どんなに孤立した子育て家族の救いになるか分からない。目黒区には、他の自治体に先駆けてぜひとも早急に行動をしてほしいと心から願う。	П	(4)	2412 2416	一時保育 家庭福祉員制度	保育課	2	一部の認可保育園、認証保育所では保護者のリフレッシュや通院など理由を問わずに利用できる一時保育を実施しております。 本計画に基づき、新規開設の認可保育園でスペースを確保して、事業を拡大してまいります。
73		(事業番号2414 病児保育について) 継続事業となっているが、実現の見通しが立っていない。新たな展開があるのか。	II	(4)	2414	病児保育	保育課	4	病児保育は、「回復期に至らない場合」を対象とします。そのため、安全の確保が重要ですので、慎重な対応を行ってきましたが、高いニーズがあることを把握しておりますので、引き続き検討課題としていきます。
		(事業番号2419 第三者評価について) 多様な保育の充実の施策の方向として、区内の保育園においてどこでも等しく質の高い保育を受ける環境が確保されるように、保育の質の向上に対する評価の実施について、記述してはどうか。	П	(4)	2419		保育課	3	公立保育園では三年に一度実施しています。第三者評価を行うことで、客観的な視点でサービスを絶えず見直し保育の質の向上に努めていきます。
75		(基本目標Ⅲ子どもがすべての家庭で大切にされる(1)安心して出産できる環境の支援について) 妊娠期から子育て期の孤立の解消に「きずなメール・LINE」を 導入	Ш	(1)			碑文谷保健センター・ 保健予防課	4	「目黒区子育てアプリ」導入後の影響などを検証し、 今後も調査、研究してまいります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
		(基本目標Ⅲ子どもがすべての家庭で大切にされる(1)安心して出産できる環境の支援について) 目黒区は、不妊治療は保険外で高額なため、所得の低い世帯が、費用のために不妊治療を断念する事態である。ゆえに不妊治療助成を復活させること。	Ш	(1)		環境の支援について	保健予防課	5	不妊治療助成事業として現在東京都が東京都特定 不妊治療費助成事業を実施しており、所得額が一 定額未満でその他の条件を満たす夫婦に対し、不 妊治療費を助成しています。
77		(事業番号3101 ゆりかご・めぐろ事業について) ・面談したすべての母親を対象として、支援プランを策定して支援する仕組みを整えてはどうか。	Ш	(1)	3101	ゆりかご・めぐろ事業	碑文谷保健センター・ 保健予防課	8	ゆりかご・めぐろ事業では、助産師等専門職が面接により実情を把握し、必要な助言や情報提供を行うなど、出産・子育てに対する心構えや準備ができるよう支援を行っています。高齢や若年での出産や持病があるなど、医療や福祉等のサポートが必要な場合は専門職の視点で、助言や保健指導を行いながら支援プランを作成し地区担当保健師につなげる仕組みです。今後も個々の母親に寄り添い状況に応じて適切な支援に努めてまいります。
78		(事業番号3102 産後ケア事業について) ・産後ケア事業の訪問時期の早期化を検討されたい。現状では新生児訪問の際に保健師から案内を受け取り、その後郵送あるいは窓口での申し込み手続きが必要である。そのため、出産後2~3週間で利用することが難しい。母乳育児に不慣れだが母体回復のため、まだ外出できない産後1か月の時期において、訪問可能な仕組みとするべきではないか。	Ш	(1)	3102	産後ケア事業	碑文谷保健センター		平成31年4月から産後ケア事業(訪問型)を開始し、当初は新生児訪問時の保健師や新生児訪問指導員が案内し申請をお受けしましたが、ゆりかごめぐろ(妊婦面接)での周知やホームページから申請書をダウンロードできるよう整備し、希望の時期に利用ができるよう努めているところです。
79		(産後ケアについて) 産後ケアの充実が必要と考える。今は、助産師によるおっぱい ケアを1 回受けることができるが、母体の身体・心の変化に合わ せて、きめ細かいケアができる仕組みづくりや民間が行ってい る産後ケアへの補助などの検討をお願いしたい。また、産後3 週間は母親がゆっくりと過ごせるように、産褥期の父親の理解と 協力が必要だと考える。	Ш	(1)	3102	産後ケア事業	碑文谷保健センター		産後ケア事業の拡充については、利用者アンケートなどをもとに検討を進めているところです。ご意見について参考とさせていただきます。ご指摘のとおり、産褥期の父親の理解と協力が必要であると認識しております。現在も「パパママ育児教室」等を通し啓発に努めており、今後も継続して取り組んでまいります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
		新規の事業として、子育て世代包括支援センターがあるが、虐待前の気になる家庭へのアウトリーチを管理するなどはどうか。	Ш	(1)	3103	子育で世代包括支 援センター事業	碑文谷保健センター	8	子育て世代包括支援センターは、妊婦面接により 妊婦の実情を把握し、実情に合った情報提供や助 言や保健指導を行うとともに、状況に応じて支援プ ランを作成し、関係機関と調整し連携して支援に当 たっています。アウトリーチを含め、個々の実情に適 した支援を行っています。
81		(基本目標Ⅲ子どもがすべての家庭で大切にされるについて)子育て世代地域包括センターが役割・機能を担って、目黒区版「ネウボラ」を目指してはどうかと考える。早期からの予防的介入という考えに立って、ハイリスク要因を持つ母親や家庭のみでなく、支援を必要としないような母親や家庭に対しても、早い段階で、潜在的なリスク要因を察知することが、必要と思われる。したがって、妊婦の面談で母親の環境やリスク要因を評価している「ゆりかご・めぐろ」の充実を図り、ローリスクの母親に対しても、家庭内の負担軽減や社会からの孤立を避けるなどの支援を整えることが望まれる。	Ш	(1)	3103	援センター	碑文谷保健センター・ 保健予防課・ 子育て支援課	3	目黒区版「ネウボラ」として機能するよう、子育て世 代包括支援センター事業を拡充していきます。
82	個人	子育て支援包括支援センターは、保健師という専門分野だけでなく、長期的に見守るというのは大事だと思う。現状で権利的に訪問することができない方もいる中で、訪問可能な方が多くいることが大事だと思うので、拡充してほしい。	Ш	(1)	3103	子育で世代包括支 援センター	碑文谷保健センター・ 保健予防課・ 子育て支援課		子育て世代包括支援センターでは、母子保健と子育て支援サービスの連携強化を図るとともに、地域の医療や福祉、民生児童委員などが連携し、地域で適切に支援が行えるよう関係機関の顔の見える関係づくりを進めてまいります。
83		(事業番号3106 産前・産後ヘルパー派遣事業について) ・産後ヘルパー事業において、産後ドゥーラに対する助成を検討されたい。	Ш	(1)	3106	産前・産後ヘルパー 派遣事業	子ども家庭課	4	産前・産後支援の拡充を検討していく中で、課題と していきます。
84		(事業番号3106 産前・産後ヘルパー派遣事業について) 以前から、当事業について使いづらいという声が挙がっている。登録まで時間がかかる、またやってほしいことをやってもらえない、具体的には料理であっても味付けはしてもらえないなどの声がある。以前から、予算消化率の低さも指摘している。使いやすいサービスへと改善する、もしくは実施事業者の変更をお願いしたい。	Ш	(1)	3106	産前・産後ヘルパー 派遣事業	子ども家庭課		産前・産後支援ヘルパー事業の利用申請をする家庭は出生数の2割程度です。なぜ、利用しないのか、また、利用してみての感想などの意見を取り、サービスを充実させるための参考としていきます。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
85		(事業番号3106 産前・産後支援ヘルパー派遣事業について) 産前・産後支援ヘルパー派遣事業は2歳まで拡充すること。	Ш	(1)	3106	産前・産前後ヘル パー派遣事業	子ども家庭課	4	利用者の意見を集約しながら、今後の検討課題とします。
86		(事業番号3201 子育で情報の提供について) 出産後ママたちが情報として開くのは、やはり、区の HP だと思う。当事者(子育で世代)が欲しい情報が得られるよう、HP づくりにも工夫が必要。また、「子育でアプリ」の計画があるが、子育で世代からの意見も参考にしてほしい。 区内の子育で支援団体の紹介・活動内 容・活動の様子などの情報が、子育で世代に届くようにニーズに合った発信の仕方を希望する。	Ш	(2)	3202	子育で情報の提供	子育て支援課		困ったときに、必要な情報が行き届くような情報提供や情報発信を実施していきたいと考えております。 子育て世代の意見を聞きながら、様々な情報を届けられるよう工夫してまいります。
87		(目黒区の子育で支援の取り組みに関する情報発信について) 現在、メルマガや情報サイト「めぐろ子ども子育てネット」など、 情報発信に取り組んでいるが、子育て世代が活用している LINEなどのSNSにはまだ取り組まれていない状況。今後、子育 で支援アプリ開発も進める中で、SNS活用についても検討して ほしい。また、児童館や子育て世代包括支援センターの垣根を 超えて、子育て支援という観点の情報一元化をお願いしたい。 各種イベントについては、インターネット上で手続きが完結する 仕組みを希望する。	Ш	(2)	3202	子育で情報の提供	子育で支援課		今後も所管の枠を超えて、子育て家庭への支援に向けた連携の強化に努めてまいります。また、SNSの活用やインターネット上でのイベント等の申し込み手続きの完結については、今後研究、検討してまいります。
88		(事業番号3212 就学援助について) 就学援助における準要保護の対象者を生活保護基準の1.5 倍とし、小学校の入学支度金については、6歳児換算とすること。	Ш	(2)	3212	就学援助	学校運営課	5	就学援助の対象者は、生活保護等受給世帯及び それに準ずる程度に困窮していると認められる世帯 で、前年度所得額が生活保護基準の1.2倍以下の 世帯としています。また、小学校の入学支度金費に 係る所得算定の年齢は5歳としています。制度の趣 旨を踏まえ、現状においては基準を変更する考え はありません。
89		(事業番号3214 児童手当・子ども医療費助成について) 医療費助成を18歳まで拡充すること。	III	(2)	3214	児童手当、子ども医 療費助成	子育て支援課		本区ではひとり親家庭等医療費助成制度により、ひとり親家庭等に対する18歳までの医療費助成を実施しています。 子ども医療費助成制度の18歳までの拡充につきましては、財源の確保等の課題があり、都や他自治体の動向も踏まえながら、今後の検討・研究の課題とさせていただきます。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
90		基本目標Ⅲ「配慮が必要な家庭への支援」は、色々な家庭があり、問題も幅広くなっているかと思う。その中で、何らかの障がいや生きづらさを抱えたお子さんが不登校になられたり、そのまま時間が経過して社会に適応できずにいたり、保護者の方が介護等色々な局面に来た時に、対応力がなく問題が起きてくる。1人の方のライフステージを考えて、トータルで考えていけるように今回お願いしたい。	Ш	(3)		配慮が必要な家庭への支援	碑文谷保健センター・子ども 家庭課	1	子育て世代包括支援センターでは、各種相談事業を通して把握した個別のケースについて情報共有し、必要な関係機関と連携しながらライフステージに即した支援を目指しています。今後さらに関係機関と連携強化を図り、適切に支援できるよう取り組んでいきます。
91	個人	虐待防止について、通報が270件ほどあるとのことだが、近隣でそういうことを見聞きした時、普通の人だと通報するところまでしかできない。その後母子が短期間入れるシェルター等の施設の検討はしているか。	Ш	(3)		配慮が必要な家庭への支援	子ども家庭課	2	子どもへの虐待やDV被害にあった母子については関係機関と連携し、被害者を保護するためのシェルターについては確保しています。
92		(基本目標Ⅲ子どもがすべての家庭で大切にされる(3)特に配慮が必要な家庭への支援について) 不登校や引きこもりの子への対策、家庭への支援が大切だと思っている。この辺りの対策がどのように話し合われているか。	Ш	(3)		配慮が必要な家庭への支援	教育支援課	2	休業日を除いて理由なく連続7日以上休んでいる 児童・生徒については学校から教育委員会に報告 を受けています。さらに、長期欠席の児童生徒や遅 刻・早退の顕著な児童・生徒の記録を年5回学校から報告を受けています。報告の際には、安否確認の 状況についても確認し、状況に応じてスクールソー シャルワーカーやスクールカウンセラーなどを活用 しています。各児童生徒の実態に応じ、学校、関係 機関と連携して対応しています。
		(基本目標Ⅲ子どもがすべての家庭で大切にされる(3)特に配慮が必要な家庭への支援について)「現状」にある、高齢出産、障害のある子ども、・・・子どもの貧困や虐待につながるおそれがあり・・・の表現は、高齢出産等は貧困や虐待につながると誤解を生じる表現なので、表現に工夫を。「外国につながる子」についてもわかりにくいので表現に工夫を。	Ш	(3)		特に配慮が必要な家 庭への支援	課・ 子ども家庭課	1	ご意見の趣旨を踏まえて子ども総合計画素案を修正します。
	議会	(基本目標Ⅲ子どもがすべての家庭で大切にされる(3)特に配慮が必要な家庭への支援について)「施策の方向」に、子ども自身が勉学に勤しみ自力で社会へ羽ばたこうとする意思がある時に、子どもに対しての「学業の機会に対する平等」に対して追記し、尽力を願いたい。	Ш	(3)		特に配慮が必要な家 庭への支援		2	今後も子どもの将来が生まれ持った環境に左右されることがないように学習支援事業を継続し、周知に努めます。
95	議会	(基本目標Ⅲ子どもがすべての家庭で大切にされる(3)特に配慮が必要な家庭への支援について) 施策の方向夕食も「孤食」にならず・・とあるが、「孤食」となり、・・という文意にすべき	Ш	(3)		特に配慮が必要な家 庭への支援	子育て支援課	1	ご意見の趣旨を踏まえて子ども総合計画素案を修正します。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
96		いわゆる8050問題の50代の方の一部は、思春期の不登校等を 発端に長年の引きこもり状態になっている。何らかの障害や本 人の気質や環境等から生きずらさを感じている方への支援が 全世代を通じて必要になっているが、早い段階から支援が重要 である。	Ш	(3)		特に配慮が必要な家 庭への支援(子	福祉総合課	2	ひきこもりの長期化の防止に向けて、保健所等をは じめとする関係機関との連携を図りながら「ひきこも りの相談窓口」の充実に取り組みます。また、「住民 に身近な保健福祉の総合相談窓口」である地域包 括支援センターの機能強化を図り、重層的な相談 支援体制を図ります。
97	団体	ひとり親家庭への経済的支援は不十分。	Ш	(3)		特に配慮が必要な家 庭への支援	子ども家庭 課・子育て支 援課	3	ひとり親家庭等への経済的な支援策として、国の制度である児童扶養手当、東京都下共通の制度である児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成制度を実施しています。国の児童手当、東京都と区の乳幼児・子ども医療費助成制度と併せて、ひとり親家庭に対する子育て支援の手当、医療費助成制度となっています。 ひとり親家庭の自立の促進のため、各種給付金や貸付事業もあわせて今後も周知・徹底してまいります。
98	個人	(事業番号3313区立幼稚園、小・中学校への通訳派遣・翻訳等の実施について) 保育園や私立保育園にも事業を拡充していただきたい。	Ш	(3)	3313	区立幼稚園、小・中 学校への通訳派遣・ 翻訳等の実施	保育課・学校運営課	3	区立保育園においては入所申込書類や入園のご案内の翻訳、保育園の保護者会への通訳派遣等を実施しております。今後も必要に応じて、対応していきたいと考えています。 私立保育園については今後の検討課題としていきます。
99		(基本目標Ⅲ子どもがすべての家庭で大切にされる(4)ワークライフバランスの推進について) ワークライフバランスという言葉が独り歩きしている、過密労働をなくさなければ実態がついてこない。職員の増員を図り積極的な取り組みを行うこと。	Ш	(4)		ワークライフバランス の推進	人権政策課		子ども総合計画素案では直接取り上げていませんが、ご意見の趣旨を踏まえてワークライフバランスの 積極的な取組に努めていきます。
100	団体	(多様な子育てへの対応について) 働き方を見直す必要があるが、安心して働ける環境づくりが必要。	Ш	(4)		ワークライフバランス の推進	人権政策課		ご意見の趣旨は子ども総合計画素案で取り上げて おり、区民及び事業者に対する情報提供や啓発事 業に取り組みます。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
101		(事業番号3402「区民、事業者へ情報提供・啓発」について) ワークライフバランスを推進するために、ワークライフバランスに 積極的に取り組んでいる区内の事業所を表彰するなどして、区 内事業所の意識を高めることはできないか。	Ш	(4)	3402	区民、事業者へ情報 提供·啓発	人権政策課	2	ご意見も参考に事業者に対する啓発事業に取り組 みます。
102		(基本目標IV子どもの生きる力をはぐくむ(1)学校教育の振興について) 体罰をなくし、校則などについても生徒自身が意見を表明できるよう努めること。主権者教育として、画一的なやり方を上から押し付けるのではなく、それぞれの教育現場で、多種多様な主権者教育を豊かに実践できる環境づくりこそ、推進することと合わせて、教育委員会の立場も明記すること。	IV	(1)		学校教育の振興	教育指導課	3	子どもの人権侵害に当たる体罰や不適切な指導は引き続き0(ゼロ)を目標とし、体罰防止研修、人権研修等計画的に取り組みを進めます。学校の決まりは、生徒や地域の実態を踏まえ、各学校において定めています。今後も生徒会活動等と関連させながら、また、生徒等の意見を反映しながら、必要に応じて変えていくよう指導していきます。「確かな学力」の向上に向け、各学校では教員一人ひとりが指導方法の工夫・改善を図り、教育活動を進めています。主権者教育や人権教育等、今日的教育課題に対応した教育については、カリキュラム・マネジメントを通して学校の創意工夫にあふれた教育活動が行えるよう支援していきます。
103	個人	(基本目標IV子どもの生きる力をはぐくむ(1)学校教育の振興について) ・特別支援を別室で行うのではなく、いろんな子が同じ教室で学び合う真のインクルーシブ教育を目指すべきだと思う。「多様な学びの場」を確保するという名目で扱いにくい子を教室から排除していると、他の子たちの心に共生ではなく差別の意識が生まれてしまうのではないか。	IV	(1)		学校教育の振興	教育支援課	8	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」 (中央教育審議会初等中等教育分科会)では、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること」を求めています。 本区においては、現在改定を進めている「目黒区特別支援教育推進計画(第四次)」の改定素案の3つの取組の方向の第一に、「障害のある子もない子も共にいきいきと学ぶ環境の整備」を掲げ、支援体制や教室環境の整備、特別支援教育に関する児童・生徒への理解啓発により「心のバリアフリー」を進めることとあわせて、取組の方向の第二に「一人ひとり教育的ニーズに応じた指導・支援の充実」を掲げ、通常の学級、特別支援教室、特別支援学級といった児童・生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる「多様な学びの場」における指導の充実に取り組むこととしています。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
104		(基本目標Ⅳ子どもの生きる力をはぐくむ(1)学校教育の振興 について) ・子どもたちが自分で考え、自分たちで話し合い・議論し合い、 協力し合って何かを達成する経験を増やしてほしい。	IV	(1)		学校教育の振興	教育指導課	3	児童・生徒が主体的に課題等を見いだし、その解決に向けて話し合い解決していく経験は重要です。新学習指導要領においても「主体的・対話的で深い学び」の実現を求められていることです。児童・生徒がより一層主体的に問題解決ができるよう各学校における教育活動を充実させていきます。
105		行政や議員の方の公約に、少人数クラスの推奨、40人学級を30人学級にという話を耳にするが私はこれに反対である。少人数クラスにして大人の目が届くようになど、30人が20人でも絶対に無理である。子どもには子どもの世界での逃げ場が必要ではないか。何といっても、子どもにとっては学校がすべて、クラスがすべてである。その中でどう自分の居場所を確保するか、その選択肢を広げることが重要である。少人数クラスは、より深刻ないじめへの土壌になり得る可能性があるように思われる。学校教育の専門家の方々のご検討を願う。	IV	(1)		学校教育の振興	学校運営課· 教育指導課	3	学級を構成する人数に関わらず、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、一人ひとりの資質・能力を育てていくことが重要であると考えます。学級単位での活動の他、異なる学年や異なる学校種の子どもたちとも活動する機会を設け、学級担任以外の教職員も関わりながら、多様な他者と関わり育つ環境作りを引き続き行っていきます。
106		(事業番号4103区立中学校の適正規模・適正配置の取り組みの推進について) 小規模校が教育上不適正だとする見解を、まったく承服することができない。小規模校には、小規模校のよさがある。教職員みんなが児童生徒一人一人をよく知っていること、教職員と地域の保護者との連携が濃密になること、等々。小規模校のよさを生かしてほしい、地域の学校を育てるという考えを大事にしてほしい。統廃合の真の理由は、教育の効果ではなく、財政上の要請だということを認めるべきではないか。いま学校規模が不適正だとされている学校も、学級規模が小規模の適正な規模になったら、学級数が増え、適正だということになるのではないか。7中・8中・9中・11中を2校に統廃合する計画を見直し、これからの学校統廃合をやめるよう強く求める。	IV	(1)		区立中学校の適正 規模・適正配置の取 り組みの推進	学校統合推進課		中学校の小規模化は、活力ある学習活動や部活動の展開に制約を生み、学習集団の固定化や教員の少数化により集団活動を通した人間関係の広がりが十分とはいえなくなるなど、教育活動において様々な影響が生じてきます。中学生が、多様な人間関係の中で切磋琢磨し、「生きる力」を身に付けていくためには、一定の学校規模が必要です。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
107	議会	(基本目標IV(1)学校教育の振興について) 目黒区の示している中学校の適正規模・適正配置基準が、より 良い教育環境を子どもたちに作るものであるかは、客観的に立 証できないものである。目黒区では、他区に比べても小規模な がら落ち着いた豊かな教育内容が展開されてきた実績を認め、 学校の統廃合を中止すべきであり、削除すること。統合問題が 未定になっている7・8・9・11中の老朽化、修繕を早急に行うこ と。	IV	(1)		学校教育の振興	学校統合推進 課 学校施設計画 課	5	中学校の小規模化は、活力ある学習活動や部活動の展開に制約を生み、学習集団の固定化や教員の少数化により集団活動を通した人間関係の広がりが十分とはいえなくなるなど、教育活動において様々な影響が生じてきます。中学生が、多様な人間関係の中で切磋琢磨し、「生きる力」を身に付けていくためには、一定の学校規模が必要です。学校施設については、統合対象校を含め、長寿命化計画の策定に向けた検討を行っています。個別に対応が必要な箇所については、これまで同様、状況に応じて個別に対応します。
108	議会	(基本目標IV(1)学校教育の振興について) スクールソーシャルワーカーは派遣ではなく各校に配置すること。	IV	(1)		【再掲】スクールソーシャルワーカーの学校や家庭等への派遣	教育支援課	4	国は中央教育審議会答申において全中学校区へのスクールソーシャルワーカー配置を謳っておりますが、区では1名、2名、3名と定数を増員しながら、派遣型で活用している状況です。派遣型のメリットとしては、関係機関との連携や情報共有の円滑性が挙げられます。各校配置となると各事例に即時的に対応できるというメリットもありますので、各校への配置については、今後の研究課題とさせていただきます。なお、文部科学省においては、スクールソーシャルワーカーの常勤化について現在調査研究しているところです。今後もこうした国の動向を注視してまいります。
109	議会	(事業番号 4104「学校 ICT 環境の整備【実】について) 現在PCルームのパソコン入れ替えに際して、2in1 PCを導入し ている。時代に即した教育環境を提供する為にも、これを期に タブレットを活用した授業を徐々に開始していく事を記載すべ きではないか。	IV	(1)	4104	学校 ICT 環境の整備	学校ICT課	3	本事業は、区の実施計画事業として小中学校のプロジェクター等ICT機器の更新を実施しているものです。ご指摘のタブレット型PCを活用した授業展開については、教員のICT機器を活用した授業力の向上等の取組も含めまして、今後策定する学校の情報化の推進にかかる計画において検討してまいります。
110	議会	(事業番号4110 放課後学習等の支援(学習指導員の配置)について) 学習意欲にかけた子どもたちが参加できるよう配慮をすること。	IV	(1)	4110	放課後学習等の支援(学習指導員の配置)	教育指導課		各中学校が実情に応じた放課後等の学習支援を行う中で発展的なグループだけではなく、基礎的な内容を繰り返し行うグループなど様々な工夫をしています。また、普段の授業の工夫や指導方法の改善によって、全ての生徒が学習に興味をもち、意欲が高まるような授業ができるように研修の充実を図ります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
111	個人	(IV子どもの生きる力をはぐくむ(2)幼児期の教育の振興について) ・「施策の方向」の4項目目に「保育士と教員の支援・連携を進めていきます」とあるが、具体的な事業が出ていない。事業として明示すべきではないか。	IV	(2)		施策の方向	教育指導課	2	就学前の子どもたちが円滑に小学校生活に移行できるよう行っている幼児と児童の交流活動の実施をとおして、保育士と教員の交流・連携を進めています。
112	個人	(基本目標IV子どもの生きる力をはぐくむ(3)文化・スポーツ活動の振興について) ・子どもが思い切り遊べる公園、世田谷区にあるようなプレーパークを作ってほしい。	IV	(3)		文化・スポーツ活動の振興	道路公園課		区では、公園面積が限られていることから新たに区立公園内にプレーパーク専用のスペースを設置することは困難であると考えています。しかし、駒場野公園や東山公園ではボランティア団体が主催する子ども向けの野外活動イベントが定期的に開催されておりますので、ぜひご利用ください。
113		(基本目標Ⅳ子どもの生きる力をはぐくむ(3)文化・スポーツ活動の振興について) ・図書館、児童館の蔵書は娯楽性の高いものでなく、良書を優先的に置いてほしい。	IV	(3)		文化・スポーツ活動の振興	子育で支援 課・ 八雲中央図書 館	3	区立図書館では「目黒区図書館基本方針」において、知・文化の拠点としての図書館づくりを目指し、資料の充実に努めているところです。その収集方針については全分野にわたり基本的な資料を中心に幅広く収集するものとしています。これは区立図書館がすべての人々に開かれた施設であることから、広く人々の要望が反映されるよう努めることによるものです。また、児童館では「子ども会議」等で意見を聞きながら子どもたちの声を反映するようにしています。
114	議会	(基本目標IVの(3)文化・スポーツ活動の振興について) 事業番号4301「図書館の子ども向け事業」 図書館司書を配置すること。	IV	(3)	4301	図書館の子ども向け 事業	八雲中央図書館	3	図書館司書の配置については、現在、全館とも図書館業務を委託していますが、図書館の業務に適する人材の確保を考慮し、いずれも複数の司書が配置されています。
115	議会	(基本目標IV(4)子どもの生活力の向上について) SNSやゲーム依存の予防教育の推進すること。	IV	(4)		子どもの生活力の向 上	教育指導課		心身の健康の保持増進に関する指導においては、 情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬 物等に関する情報の入手が容易になっていることな どから、児童・生徒が適切に行動できるようにする指 導が一層重視されています。小学校第4学年からイ ンターネットやスマートフォン等を長時間使用するこ とによる健康被害について学習していきます。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	
116	議会	(事業番号4404 暴力から自分を守る取組について) 区内高等学校等と記載があるが、現在は区立中学校をメインに やっている事業なので「区内高等学校や区立中学校の生徒お よび保護者」と修正した方がよい。	IV	(4)	4404	暴力から自分を守る 取組	人権政策課	1	ご意見の趣旨を踏まえて子ども総合計画素案を修正します。
117	個人	(事業番号5101 放課後子ども総合プランの推進について) 子どもが、現在学童保育に通っているが、4年生になったらど う過ごすか悩んでいる。放課後安全に過ごす案としてはランド セル広場と考えているが、天気などにより行けない時もあり、外 遊びのみになるので毎日だと飽きてしまうことも考えられる。 学校の室内に放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施 を推進とあったのでぜひこちらを実施していただきたい。新しく 場所を作るのは難しいかと思いますが学校内のくすのきホール や空き教室を利用して実施できるよう検討願いたい。放課後安 全に宿題をしたり、友達と遊んだりできる場所をつくってほし い。	V	(1)	5101	放課後子ども総合プランの推進	子育て支援 課・ 放課後子ども 対策課・生涯 学習課	9	平成31年4月から、東根小学校及び中根小学校で 放課後子ども総合プラン一体型モデル事業を実施 しています。令和2年度中に放課後子ども総合プラ ン本格実施のための計画を策定し、令和3年度以 降の実施に向けて、実施可能な小学校から順次、 「学童保育クラブ」と「ランドセルひろばを拡充する 放課後の居場所」等を同一小学校内で実施する一 体型事業を中心とした整備を進めてまいります。
118	団体	(事業番号5101 放課後子ども総合プランの推進について) すべての子どもたちを対象とする放課後の居場所事業である 放課後子供教室(ランドセルひろばや子ども教室)と、保護者の 就労等により放課後などの保育を必要とする生活の場としての 学童保育クラブを、それぞれ別の事業として位置付ける「一体 型」を前提として推進してほしい。	V	(1)		ランの推進	子育て支援 課・ 放課後子ども 対策課	2	平成31年4月から、東根小学校及び中根小学校で 放課後子ども総合プランー体型モデル事業を実施 しています。令和2年度中に放課後子ども総合プラ ン本格実施のための計画を策定し、令和3年度以 降の実施に向けて、実施可能な小学校から順次、 「学童保育クラブ」と「ランドセルひろばを拡充する 放課後の居場所」等を同一小学校内で実施する一 体型事業を中心とした整備を進めてまいります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応区分	検討結果(対応策)
119		(事業番号 5101 放課後子ども総合プランの推進について) P6のグラフにて6~11歳の子どもの人口の推計が、令和2年の12,508人が令和6年には14,899人と約2割増となるのに、小学校内の学童保育クラブの設置はもちろん、放課後子ども総合プランが着実に実施できるのか、その見通しを示してほしい。そもそも「目黒区放課後児童健全育成事業に関する基準を定める条例」には、専有区画の必要性が定められていることからも施設内で保育が完結できることを前提とすべきであり、タイムシェアによる運営は条例に反している。ただし、学童保育の整備の過渡的な対応として必要なのであれば、せめて計画目標に「~教育委員会と調整しながら、放課後子ども総合プランの実施に向けて、授業や学校行事とのタイムシェアによる運営課題の解消について検討し、整備していく。」というような表現を追記すべきである。	V	(1)	5101		子育で支援 課・放課後こ ども対策課	3	令和2年度中に放課後子ども総合プラン本格実施のための計画を策定し、令和3年度以降の実施に向けて、実施可能な小学校から順次、一体型事業を中心とした整備をしていきます。整備及び運営にあたっては、目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例や、放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進している、国から通知された新・放課後子ども総合プランを踏まえて、検討してまいります。
120		碑文谷地区(碑小学区)に児童館が無い為、子どもの安全な居場所がなく困っている。 近隣の児童館は、距離があるので、特に低学年の子どもたちが単独で向かうのは安全とは言えない。最近 目黒区も不審者が増えおり、碑文谷地区に児童館設立していただけると有難い。また学童も定員オーバーになってるところもありし、雨の日の安全な居場所がない。碑小もランドセル広場拡充を早急に実施して頂きたい。	V	(1)	5101 5102	ランの推進 児童館の整備	子育て支援 課・ 放課後子ども 対策課	4	児童館未整備地区である西部地区の東根住区地域及び南部地区の碑住区地域については、民間事業者による運営を基本に、民間活力や区有施設の活用により整備に向けた検討を進めてまいります。平成31年4月から、東根小学校及び中根小学校で放課後子ども総合プランー体型モデル事業を実施しています。令和2年度中に放課後子ども総合プラン本格実施のための計画を策定し、令和3年度以降の実施に向けて、実施可能な小学校から順次、「学童保育クラブ」と「ランドセルひろばを拡充する放課後の居場所」等を同一小学校内で実施する一体型事業を中心とした整備を進めてまいります。
121		現在ふれあいひろば事業をしているが、外遊びができない。空 家活用ができれば、外遊びの幅も広がると感じている。その辺り も区の方と協力してできたらよい。	V	(2)	5201 5203	民間による子育てふ れあいひろばへの支 援 子育てふれあいひろ ばの拡充		4	様々な資源を活用し、子どもが地域で安全に育つ 環境づくりができるよう、関係所管と連携し、研究し てまいります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
122		(事業番号5101 放課後総合プラン、5102 児童館の整備について) 計画にもあるように、児童館未整備地域への児童館開設は、地域からも要望が高くなっています。碑住区、東根住区への児童館設置は喫緊の課題として実現してほしい。また、「放課後子ども総合プラン」実施に伴う、児童館のあり方等の検討とあるが、2019年度から「放課後子ども総合プラン」を試行実施している東根小学校・中根小学校では地域に児童館がない地域であり、まだ小学生の放課後の居場所の拠点がどうなるか検証できる状況とは思えない。今回の計画であり方について検討することを前提とする必要はないと思われる。	V	(1)		放課後子ども総合プラン児童館の整備	子育て支援課・ 放課後子ども 対策課		児童館未整備地区である西部地区の東根住区地域及び南部地区の碑住区地域については、民間事業者による運営を基本に、民間活力や区有施設の活用により整備に向けた検討を進めてまいります。平成31年4月から、東根小学校及び中根小学校で放課後子ども総合プランー体型モデル事業を実施しています。令和2年度中に放課後子ども総合プラン本格実施のための計画を策定し、令和3年度以降の実施に向けて、実施可能な小学校から順次、「学童保育クラブ」と「ランドセルひろばを拡充する放課後の居場所」等を同一小学校内で実施する一体型事業を中心とした整備を進めていくと、今後小学生の主な放課後等の居場所がこれまでの児童館から小学校へと拠点が移っていくことが想定されることや、社会ニーズの変化、児童館ガイドラインの改正等も踏まえて、児童館のあり方等の検討を進めてよいります。
123		(事業番号5102 児童館の整備について)事業番号 5102 「児童館の整備」) 事業説明にて、「18歳未満のすべての子どもとその保護者が利用する児童館のあり方等の検討も行う必要がある。」という表現は、児童館の根本のあり方を見直すような誤解を招きかねない。児童館は児童福祉法に定められた施設であり、本計画でも「基本目標Ⅱ子どもの健やかな成長・発達を支える(3)成長・発達に応じた切れ目のない支援」と定めている。従って、そこでの「児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインに基づき」という表現や事業番号2403の計画目標の表現に合わせ、「国の児童館ガイドラインや目黒区児童館運営指針に基づき、18歳未満のすべての子どもとその保護者が利用する児童館のあり方等の検討も行う必要がある。」という表現を追記してほしい。	V	(1)	5102	児童館の整備	子育て支援 課・ 放課後こども 対策課		平成31年4月から、東根小学校及び中根小学校で放課後子ども総合プランー体型モデル事業を実施しています。令和2年度中に放課後子ども総合プラン本格実施のための計画を策定し、令和3年度以降の実施に向けて、実施可能な小学校から順次、「学童保育クラブ」と「ランドセルひろばを拡充する放課後の居場所」等を同一小学校内で実施する一体型事業を中心とした整備を進めていくと、今後小学生の主な放課後等の居場所がこれまでの児童館から小学校へと拠点が移っていくことが想定されることや、社会ニーズの変化、児童館ガイドラインの改正等も踏まえて、児童館のあり方等の検討を進めてよいります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
124	議会	(事業番号5102 児童館の整備について) 児童館未整備地区の解消のため南部、西部地区での児童館 建設を「区有施設見直し計画」のみにとらわれることなく、検討 すること。	V	(1)	5102		子育て支援 課・放課後子 ども対策課	4	児童館未整備地区である西部地区の東根住区地域及び南部地区の碑住区地域については、民間事業者による運営を基本に、民間活力や区有施設の活用により整備に向けた検討を進めてまいります。平成31年4月から、東根小学校及び中根小学校で放課後子ども総合プランー体型モデル事業を実施しています。令和2年度中に放課後子ども総合プラン本格実施のための計画を策定し、令和3年度以降の実施に向けて、実施可能な小学校から順次、「学童保育クラブ」と「ランドセルひろばを拡充する放課後の居場所」等を同一小学校内で実施する一体型事業を中心とした整備を進めていくと、今後小学生の主な放課後等の居場所がこれまでの児童館から小学校へと拠点が移っていくことが想定されることや、社会ニーズの変化、児童館ガイドラインの改正等も踏まえて、児童館のあり方等の検討を進めてよいります。
125	議会	(事業番号5105 放課後フリークラブ事業の推進について) 「ランドセルひろば」に専門性をもった人材を配置すること。	V	(1)	5105	放課後フリークラブ 事業の推進	生涯学習課	0	ランドセルひろばは、安全・安心な自由遊びの場を 提供する事業です。管理運営員は主に保護者や地域の方で、子ども達の見守りを行う役割を担っており、毎年、知識やスキルの向上のため、研修を行っています。
126		目黒区の中には、公立でない小さな子育てサロンがいくつかあるが、なかなか続けていけない現状がある。ボランティア団体に目を向けて頂いていないと感じる。子どもは地域の中で育ってほしいし、そう思って地域の中でずっとやってきているが、表に出ない子育てサロンの把握と、それに対し区の方でどのような考えを持っているのか。私たちは、公立でできない夜遅くの相談やどうしようもない状態を受け、そこからどこに相談をするかというと、民間の弁護士である。できればそのようなときに区に直接連絡ができるような子育てサロンというのを位置付けて頂きたい。目黒の中で、小さなサロン活動をしている所があるというのを意識し、発信、評価してほしい。	V	(2)		民間による子育てふ れあいひろばへの支 援	子育で支援課		子育て家庭の孤立を防ぎ、子どもが地域で健やかに育つ環境づくりには、子育て支援施設をはじめとする様々な機関と地域の連携・協力が必要です。今後も地域で活動する団体など地域の力と共に、子育て家庭を支援できるよう努めてまいります。夜間の相談等につきましては、他区の状況も踏まえて今後の研究課題といたします。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応区分	検討結果(対応策)
127		子育でサロンとして我々の団体も補助金の対象になったが、それでも認知度は高くない。ホームページが見にくく、子育でのところまでたどり着かないという意見も頂いている。今後妊婦さんへのアプローチも行う予定だが、どういう形が良いかは難しい。例えば両親学級などで話をさせて頂くなどがあるかと思う。サロンは月齢の小さい頃から連れてきてよいことを伝えるために認知度を高めたい。	V	(2)	5201	民間による子育てふ れあいひろばへの支 援			妊娠期からの切れ目のない支援は重要であり、子育てポータルサイト子育てアプリでの効果的な周知をはじめ、子育て中の方のニーズに合った情報を届けられるよう工夫してまいります。
		昨年12月に子育てひろばとして認定して頂いたが、その後の情報がホームページに出ていなかった。リンクを貼ってもらうなど、ホームページからアクセスできるようにしてほしい。	V	(2)	5201 5203	民間による子育てふ れあいひろばへの支 援 子育てふれあいひろ ばの拡充			利用者が必要な情報を探しやすく、どの媒体からも 子育て中の方のニーズに合った情報を届けられる よう工夫してまいります。
129		「子育てひろば」について 妊娠期から「子育てふれあいひろば」等を知ることは、出産後から親子で安心して出かける場所があることで、孤独な子育ての 解消につながる。「子育てふれあいひろば」でのプレママ・プレ パパ講座を行い、周知を図りたいと考えます。赤ちゃん連れの 親子が多く訪れる「子育てふれあいひろば」で、出産を控えて いる夫婦が実際に赤ちゃんに触れ、おむつの替え方、おっぱ いの与え方だけでなく、リアルな赤ちゃんとの生活の話が聞け ることで、出産後の不安も軽減されると思う。	V	(2)	5201 5203	民間による子育てふ れあいひろばへの支 援 子育てふれあいひろ ばの充実		3	妊娠期からの切れ目のない支援重要であり、母子保健担当課とも連携しながら子育ての不安軽減につながるよう努めてまいります。また、意見を踏まえ、児童館の子育てふれあいひろばでの妊娠期からの子育て支援講座などの開催を検討してまいります。
130		(事業番号5204「ふたご・みつごの子育て懇談会」に関連して) 一人でも大変な育児、ましてや多胎児の育児は精神的、体力 的にも辛いだけでなく、移動ができないということから孤立しや すいです。移動について何かしら支援できないか検討をお願 いします。例として、荒川区のツインズサポートも参考にしてくだ さい。	V	(2)	5204	ふたご・みつごの子 育て懇談会	子育て支援課	4	多胎児育児の移動支援に関しては、先行事例なども踏まえ、今後の研究課題とさせていただきます。
131		「地域共生社会」というキーワードで、多世代、年齢を問わない 交流も大事だと思うが、区には子どもの為の施設だけでなく、有 効利用という意味で、老人いこいの家などで子育て世代の活動 が出来たらよい。縦割りの行政ということもあるとは思うが、横の 連携という考えはあるか。	V	(3)		子どもの育ちを支え る地域共生社会づく りの推進	子育て支援 課・ 高齢福祉課		「老人いこいの家」は現在、60歳以上の高齢者を対象にした施設ですが、子どもが利用できる施設の利用条件というものの観点から、関係所管が情報共有するとともに、連携について今後の研究課題とさせていただきます。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
132	個人	地域の協力、地域の子育てとあるが、地域ともっと上手く連携をとって、保護者や地域で暮らしている人たちの力を借りるなど、地域の子育ての力というのが具体的に書いてあるとよい。地域で共存した社会を作るという中で、空家を使ってボランティアとして高齢者に入って頂き、そこに子育てで疲れた方が来れば、子育ての知識を教えてもらうことができ、顔の見える街づくりができると思う。虐待の防止や早期発見ではなく、虐待が起きない街づくりを考えると、ふらっと立ち寄れる場所があるとよい。	V	(3)		子どもの育ちを支え る地域共生社会づく りの推進	子育て支援課 都市整備課 高齢福祉課	4	地域の子育てについて、地域の力・高齢者の力の 重要性は認識しているところです。「めぐろいきいき ポイント事業」を実施して、高齢者のいきがいづくり および健康増進のためのボランティア活動を促進し ているところです。空家などの活動場所や高齢者の ボランティアがどのような形で実現可能かは今後の 研究課題とさせていただきます
133		地域の力、高齢者の力を借りるというのは素晴らしいと思う。誰もがトライできるようなもので、しっかり教えてくれる、ちょっと歩けば地域の方がいてくれる所が増えてくるとよい。	V	(3)		子どもの育ちを支え る地域共生社会づく りの推進	子育で支援 課・ 高齢福祉課	4	地域の子育てについて、地域の力・高齢者の力の 重要性は認識しているところです。現在、「めぐろい きいきポイント事業」を実施して、高齢者のいきがい づくりおよび健康増進のためのボランティア活動を 促進しているところです。活動場所や高齢者のボラ ンティアがどのような形であれば実現可能かは今後 の研究課題とさせていただきます
134	個人	地域で子育てをするというのも、児童館、幼稚園、保育園、小児 科医など、子育てにかかわる人すべてがつながっていければ 情報交換もできると常々考えている。	V	(3)		子どもの育ちを支え る地域共生社会づく りの推進	子育て支援課		地域で子育てにかかわる人すべてがつながる場に ついては、どのようにすれば実現できるか今後の研 究課題とさせていただきます。
135		地域の中での子育てということで、高齢の方とお子さんのゆったりした子育てのサポートを目にしていて、若い世代の方もいるが、シルバー人材やファミリーサポートなど、高齢の世代の方がかかわることで、神経質になっている保護者の方がゆるやかな時間を持てるということもあると思っている。子育て家庭が地域に出ていく時、地域から支えられることもあるし、多世代の方と交流していけるような目を向けて頂ければと思う。	V	(3)		子どもの育ちを支え る地域共生社会づく りの推進	子育て支援 課・ 高齢福祉課	4	地域の多世代の方の支援、高齢者の子育て支援ボランティアに関しては、いろいろな方法が考えられるため、今後の研究課題とさせていただきます。
		基本目標 V 子どもが地域で育つ (3)子どもの育ちを支える地域共生社会づくりの推進 中高生のボランティアや職場体験でも、すくのびのび園の園児 とも触れ合う機会をもってほしい。	V	(3)			障害福祉課	4	すくすくのびのび園は、児童発達支援センターとして発達に不安や遅れのある児童の療育を保護者と一緒に実施しており、発達検査や相談業務も行っているため、施設の性格上、こうした機会の提供が難しいと考えておりますので、今後の参考とさせていただきます。
137	個人	地域共生社会を目指す中、子どもやその親も地域の高齢者等との多世代交流が大切である。	V	(3)		子どもの育ちを支え る地域共生社会づく りの推進	子育で支援 課・ 高齢福祉課	2	現在老人いこいの家で、地域交流会のイベントで地域の保育園と交流しています。 今後も多世代交流を大切にしてまいります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応	検討結果(対応策)
100			**	(0)	5004			区分	(英可加木(河)心水)
		V(3)子どもの育ちを支える地域共生社会づくり 施策の方向で、「中高生が乳幼児と触れ合う体験を通してお互 いに育ちあう場を提供する」とある。これは具体的にどういった 活動か。	V	(3)	5304	れあい体験	保育課・ 子育て支援課	4	中高生の乳幼児体験については、青少年の乳幼児 ふれあい体験、区立保育園全園や児童館で、保育 体験のボランティアや中学校の職業体験の受け入 れを行っています。中学校の授業の一環として受け 入れていますが、保育園としても積極的に声をか け、乳幼児の子どもと触れ合う機会を設けていきま す。
139	個人	(事業番号5304 青少年の乳幼児ふれあい体験について) これは中学生全員対象ではないので中学生全員対象とすべき。核家族が増え、大人になり子どもを授かるまで赤ちゃんと触れ合う機会がない子どもが増えてきている。産後ケアはこの時期から始めるべき。内容も保育体験だけでなく、学校に赤ちゃんが訪れ、1年を通して赤ちゃんの成長を観察したり、触れ合うような充実したものとすべきである。その体験が赤ちゃんの発達、成長、赤ちゃんとの関わり方、子育て、親や地域の在り方、愛着形成などを学ぶ機会となる。	V	(3)	5304	青少年の乳幼児ふ れあい体験	保育課・ 子育て支援課	4	現在は中学生が保育園や児童館の乳幼児と触れ合う機会はありますが、全生徒ではなく一部の生徒になっております。また、保育園の園児が中学校に行く機会は設けていません。小さい児が中学校という大きな集団の中に入っていくことは、子どもにとって緊張してしまうこと等考えられるので今後の検討課題と考えています。しかし、保育園に来てもらうことは出来るので、短期的な関わりではなく、継続して見られるように年間通して、連携し子どもの成長を見ることができるような体制づくりをしていきたいと考えています。
140	団体	(事業番号5304 乳幼児ふれあい体験について) 小中学校での「赤ちゃんふれあい」体験など行うと良いと思う。 自分に子どもが産まれるまで、赤ちゃんにふれたことがない人 がほとんどである。色々な助けを借りて赤ちゃんは育っていくこ とが分かる良い機会だと思う。そして、自分も大切に育てられた と実感ができる。	V	(3)	5304	青少年の乳幼児ふ れあい体験	保育課・ 子育て支援課	4	公私立園長会で保・小連携について検討し、小学校との交流や、連携ニュースの発行、職場体験の受け入れ等行っています。また、中学生の職場体験は児童館でも随時行い、乳幼児の子ども達との関わりが持てるようにしています。ただし一部の児童との交流であるので、今後は更なる連携を図り多くの児童が関わりをもてるよう、受け入れ体制を整えていきたいと考えています。
141		(基本目標VI子どもと子育てにやさしいまちをつくる(1)防犯・防災対策の推進について)施策の方向の9項目に、「保護者等の放射線への不安解消」とあるが、福島原発周辺以外は、空間放射線量も下がり、農産物等も市場に出回っているものは基準以下となり、国も安全性を国内外にアピールしている。この状況で、従来どおり測定する必要はないと思われる。空間放射線量を区内の拠点に絞ったり、食材の検査回数を減らしたりすべきではないか。	VI	(1)		防犯・防災対策の推 進	学校運営課· 保育課·障害 福祉課·環係 各課 各課	5	放射線量の測定については、東日本大震災発生前の平常時の放射線量と同等レベルであり、普段どおりの生活をすることに関して現時点では問題はないと考えています。しかしながら、区民の皆様から多数のお問い合わせを頂き、特に幼児・児童の安全確保について強いご要望が寄せられていることから、区として放射線量等の測定を行っています。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
142	議会	(基本目標VI子どもと子育てにやさしいまちをつくる(1)防犯・防災対策の推進について) 施策の方向の9項目目にある放射性物質拡散に対する不安解消の取組を今後継続する必要はないのではないか。	VI	(1)		防犯・防災対策の推 進	保育課·障害 福祉課·環境 保全課·関係 各課		放射線量の測定については、東日本大震災発生前の平常時の放射線量と同等レベルであり、普段どおりの生活をすることに関して現時点では問題はないと考えています。しかしながら、区民の皆様から多数のお問い合わせを頂き、特に幼児・児童の安全確保について強いご要望が寄せられていることから、区として放射線量等の測定を行っています。
143	議会	(基本目標VI子どもと子育てにやさしいまちをつくる(1)防犯・防災対策の推進について) 「施策の方向」に「地域安全パトロール」等に対する活動の支援を継続して行います。に通学路に設置した防犯カメラの検証をし、より効果的な場所や台数を検討していく。と追記したらどうか。	VI	(1)		防犯・防災対策の推進	生活安全課	3	通学路の防犯カメラについては、東京都の補助事業を活用した設置を検討します。
144	議会	(基本目標VI子どもと子育てにやさしいまちをつくる(1)防犯・防災対策の推進について) 地域避難所と同様に自主避難所を開設した段階で、乳幼児のための授乳室や保育室の確保と自主避難をした人たちのためのポットや電子レンジ等の設備の提供をすること。 福祉避難所の増設をすること。	VI	(1)		防犯・防災対策の推進	防災課· 保育課	4	自主避難所の授乳室等の設置については、今後、各施設と連携して検討いたします。また、ポット等の設備提供については、各施設で可能な範囲で対応しています。 災害時に保護者が所在不明、緊急入院などの場合、乳幼児を受け入れる施設として、保育園5か所を福祉避難所にしています。また、福祉避難所の増設につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
145	議会	(事業番号6202 通園・園外保育等の交通安全対策の推進について) 園外保育の安全確保から人員を配置、状況に応じて加配すること。	VI	(2)	6202	通園・園外保育等の 交通安全対策の推 進	保育課・ 子育て支援課	4	未就学児における園外活動においては、適正な人員を配置し、体制が整わない場合には、園内活動に切り替えるなどの対応を行い、園児の安全確保には最大限の注意を払っています。今後も、安全な散歩ルートへの変更など工夫し、安全確保に努めてまいります。
146	議会	(事業番号6402 民間賃貸住宅居住支援について) 助成期間や金額などの検討。また、多子世帯への手厚い支援。	VI	(4)		子育てのための居住 環境の確保	住宅課		家賃助成は、住宅の確保に特に配慮を要するかたのうち、優先度の高い区民をできるだけ広く公平に支援する制度です。これまでの実績や課題を踏まえて、より効果を上げるように制度の拡充に取り組んでまいります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	
147	議会	(基本目標VI子どもと子育てにやさしいまちをつくる(4)子育てのための居住環境の確保について) 「課題」の2項目に、区営住宅等の整備を検討とあるが、区営住宅に限定せず、公的住宅等の整備を検討とすべき	VI	(4)		子育てのための居住 環境の確保	住宅課	5	公的住宅の概念には都営住宅、都民住宅、UR 等、区が整備に関与しない住宅が含まれるため、区 営住宅等の表現が適切と考えます。
148		(事業番号6401 子育てのための居住環境の確保について) 安心して住み続けられるよう公的住宅の数を増やすこと。	VI	(4)		子育てのための居住 環境の確保	住宅課	3	住宅マスタープランでの計画指標を踏まえ、住宅確保に取り組んでまいります。
149		(第5章 子ども子育て支援事業計画について) 区全体では受入可能数が入所児童数を大きく上回っている現在においても地域偏在よって待機児童が発生している状況を考慮すると、この事業計画では状況の悪化が懸念される。 利用率の増加を十分に考慮した量の見込みの算出、および、地域偏在を吸収できる十分な確保数の設定を行ってほしい。	5			子ども子育て支援事 業計画	子育て支援課	4	量の見込みに関しては、要保育率や地域偏在の状況をどのように反映させるか、他区の事例等を調査しながら今後の課題とさせていただきます。
150		(第5章 子ども・子育て支援事業計画 4 地域子ども・子育て支援事業に関する計画 (2)教育・保育に関する量の見込み及び確保内容について) …この結果をもとに、国の手引きに準拠して量の見込みを算出し、計画をたてました、とあるが、前期計画で大幅な狂いが生じたのではないか。単に国の言いなりではなく区として補正を加え実効性ある見込みとすべきである。国基準での算定は保育の実施主体としての責任放棄である。	5			教育・保育に関する 量の見込み及び確 保内容	子育で支援課		地域子ども・子育て支援事業に関する計画については、国の手引きににも、ご指摘のようにトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要である旨を示しており、それを踏まえて算定していますので責任放棄ではないと考えています。
151	個人	(学童保育クラブの量の見込みについて) 地域別で詳しく見られるとよい。	5				子育て支援課	4	他区の事例等を調査しながら、どのように反映させるか今後の検討課題とさせていただきます。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
152	議会	(新・放課後子ども総合プランの量の見込みについて) 整備をもっと前倒しで進めるべき。学童の待機児童問題を起こ さぬよう全庁的に取組むべき	5				放課後子ども対策課		ご意見を踏まえて、行政需要の高い学童保育クラブの整備については、全庁的に協力体制を取り、対応してまいります。 平成31年4月から、東根小学校及び中根小学校で放課後子ども総合プラン一体型モデル事業を実施しています。令和2年度中に放課後子ども総合プラン本格実施のための計画を策定し、令和3年度以降の実施に向けて、実施可能な小学校から順次、「学童保育クラブ」と「ランドセルひろばを拡充する放課後の居場所」等を同一小学校内で実施する一体型事業を中心とした整備を進めてまいります。
153		(乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みについて) 虐待の早期発見を目指す、とあるが、そのためだけの事業ではない。産後うつ発見含め子育て家庭のストレス軽減等の役割もあるはず。	5				碑文谷保健センター・保健 予防課	2	乳幼児全戸訪問事業は、ご指摘いただいた内容を 含めて実施しております。
154		(第5章 計画期間中の子どもの数の推移について) 前回この人数の試算が大きく誤っていたために待機児が莫大 になった、今回は「かくれ待機児」を考慮した試算にすること。	5			計画期間中の子どもの数の推移	子育て支援課		子どもの数の推計については、平成30年3月に政策企画課がコーホート要因法によって算出した推計を使用しております。
155	個人	(養育支援訪問事業の量の見込みについて) 量の見込みが毎年同じ数字だが、どのような根拠で算出したのか。	5				子育て支援 課・子ども家 庭課	8	過去の利用実績の平均で算出していますが、必要な方全員利用できる体制を整えています。
156		(一時預かり事業の量の見込みについて) 【一時保育事業】緊急一時保育については、今後、公立園の 民営化に伴い確保数は減少する。 区は民営化により影響はないと説明しているのではないか。代 替民間園に事業を引き継がせるか、できないのならば民営化を やめるべきである。子ども総合計画(4)多様な保育の充実の「緊 急一時保育、一時保育は定員があり、希望した保育園を利用 できないこともあり定員を拡大する必要があります。」の記述とも 不整合である。	5			量の見込み一時保育	保育課	4	区立保育園の民営化に伴い緊急一時保育を実施する区立保育園は減少しますが、今後、本計画に基づき区内5か所に拠点園を設け、拠点園での定員を3人まで拡大する予定です。
157	個人	今回の素案説明会について、広報の仕方を工夫するともう少し 人が集まるのではないか。	その他				子育て支援課	4	素案説明会の告知方法等、次回開催に向けて工夫してまいります。

番号	区分	意見	章など	項目	事業番号	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
158		子ども施策推進会議について 「子ども総合計画」では、学童保育クラブについての計画も多くありますが、委員の構成では、他の計画事業に関わる区民が委員となっている中、学童保育関係者、利用児童保護者だけが除外されている。目黒区の「子ども総合計画」に大きくかかわる区民として、子ども施策推進会議委員に学童保育クラブ保護者を加えてほしい。	その他				子育て支援課		子ども施策推進会議では、子どもや子育て関係団 体等へのヒアリングや意見聴取会の機会を設けて います。
159	団体	区民意見の反映について 今回の「子ども総合計画改定素案」も案としてパブリックコメントを募集しているのであれば、パブリックコメントなどを反映した計画の見直しなどを行っていただきたい。	その他				子育て支援課		お寄せいただいたパブリックコメントについては、内容により8つの区分により対応してまいります。
160		目黒区において、子育て家庭の支援をするとともに、その家庭が目黒区に住み続けられるようにしていくことも必要だと思う。	その他				子育て支援課	3	区の基本方針である「住み続けられるまち」を目指して努力を続けてまいります。
161		自己肯定感の重要性について 社会福祉士として、これまで依存症の問題と向き合ってきた。依存症は「自己肯定感」を持つことが極めて難しいところに一つの要因がある。「自己肯定感」はどこで作られるかというと、新生児期から保育期に保育者が子供に対してどのような対応をしたかが重要な決め手になると言っても過言ではない。今日の虐待事件を起こす親ばかりでなく、様々な事件を起こす人の心理にも、おそらく「自分は何をやってもダメ」という考えが潜んでいるのではないか。	その他				子育て支援課	4	目黒区では、「児童の権利に関する条約」の理念を 生かして、「目黒区子ども条例」を制定しています。 その前文の中で、「・・子どもは一人ひとりがかけが えのない存在です。1人の人間として、尊重され、自 らの意思でいきいきと成長していくことが大切にされ なければなりません。」とあり、今後もこの目標が達 成されるような社会を目指して努力してまいります。
162		目黒区子ども総合計画素案では、目黒区子ども条例に照らした基本理念に基づき、多様な施策・事業が盛り込まれている。 虐待、いじめなどの子どもの人権侵害を未然に防ぐためには、 家庭や母親など子育て世代、児童館や保育園、学校などの地域、行政などが関わって、総合的に取り組みを進めることが必要である。ぜひ実効性をもって、計画内容を推進していただきたい。	全体				子育て支援課	3	ご意見のとおり関係所管が連携を図りながら、子ど も総合計画の内容を推進してまいります。